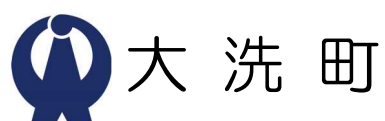


大洗町一般廃棄物処理基本計画

令和 2 年 3 月



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の基本的事項	3
4 地域の概況	4
5 関連計画	10
第2章 ごみ処理基本計画	11
1 ごみ処理の現状	11
2 ごみの将来予測	47
3 ごみ処理の方針	49
4 数値目標	51
5 排出抑制の施策	53
6 再使用・再生利用の施策	55
7 収集運搬の施策	57
8 中間処理の施策	58
9 最終処理の施策	58
10 その他の施策	58
第3章 生活排水処理基本計画	60
1 生活排水処理の状況	60
2 し尿・汚泥処理の現状	65
3 水質保全に関する状況	66
4 生活排水処理の課題	67
5 生活排水処理の方針	68
6 処理の目標	69
7 生活排水処理施設整備の施策	70
8 し尿・汚泥の処理の施策	70
9 中間処理の施策	70
第4章 計画の推進	71
1 計画の推進体制	71
2 計画の進行管理	71
資料編	73
資料1 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例	73
資料2 諮問書・答申書	75
資料3 計画策定の経過	76
資料4 大洗町環境審議会委員名簿	77
資料5 大洗町一般廃棄物処理基本計画策定委員会	78
資料6 用語解説	79

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

私たちは快適で便利な暮らしを営んでいますが、その一方、物を生産し、消費し、廃棄する社会経済システムは、資源の枯渇、地球温暖化、自然環境の破壊など様々な問題を引き起こしています。特にマイクロプラスチックの問題は、喫緊の課題として世界規模での対応が求められています。

平成27年9月に国連本部で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、人類の発展と地球の持続の両立を実現するため、平成28年から令和12年までの間に達成すべき17の目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が提案され、実効性の高い政策の実現が求められています。

国では、循環型社会の構築を目的として、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、その後「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法という。）の改正、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」などの各種リサイクル法の整備を行っています。

茨城県では、平成28年3月に行政、県民、事業者、民間団体等が連携した循環型社会の形成を基本理念に掲げた「第4次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物の減量化、資源化の目標を定めています。

本町では、町民、事業者と連携し、ごみの減量、資源化に取り組んできましたが、1人1日あたりのごみ排出量は茨城県平均を上回り、資源化率は茨城県平均を下回る傾向が続いています。

このような状況を踏まえ、町民、事業者、滞在者、町が連携しごみの減量、資源化に取り組み、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指し、「大洗町一般廃棄物処理基本計画」（以下、本計画という。）を策定することとします。

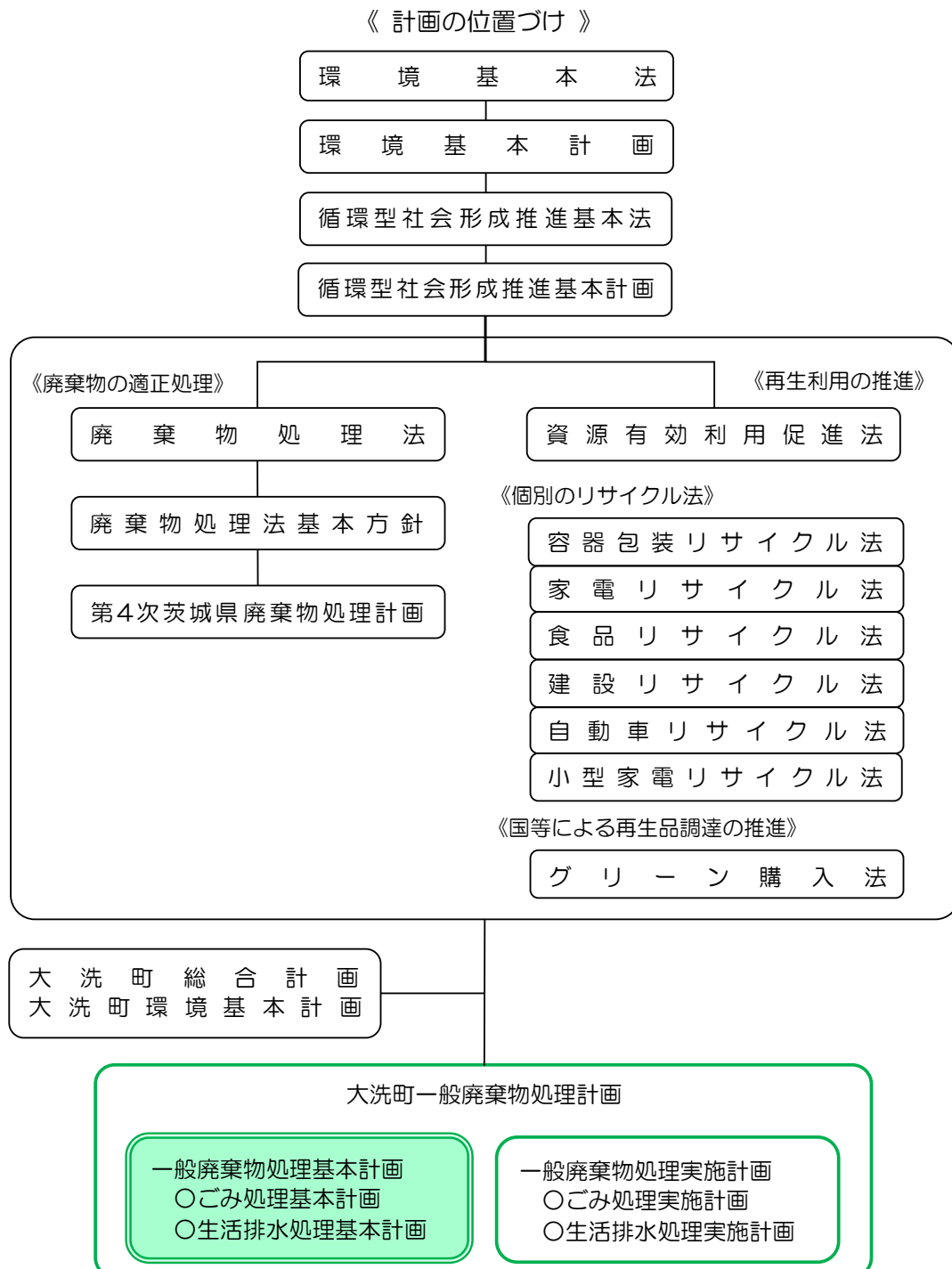
本計画に関連するSDGsの目標



2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項に基づき、市町村が定める計画であり、本町の一般廃棄物の処理、処分、処理量の見込み、排出抑制の方策を定めるものです。

また、上位計画である「第5次大洗町総合計画」や「第2次大洗町環境基本計画」における一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、適正処理に関する事項について具体化し定める個別計画で、本町の一般廃棄物の処理に関する最上位計画とし、総合的・計画的な廃棄物の処理に関する施策を推進するための計画です。



3 計画の基本的事項

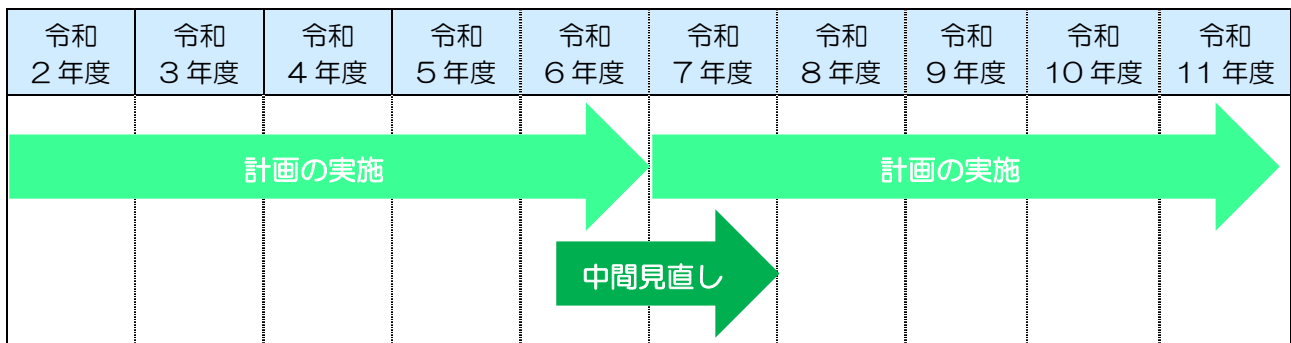
3-1 対象区域

本計画の対象区域は、大洗町全域とします。

3-2 計画期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とします。中間目標年度である令和 6 年度、又は社会情勢に大きな変動が生じた場合など、必要に応じ見直します。

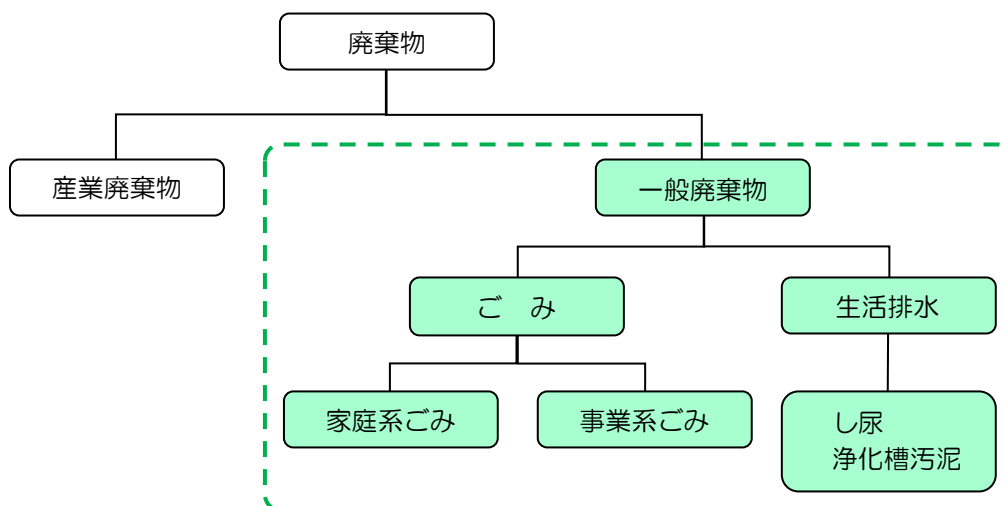
《 計画期間 》



3-3 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業者から排出される「事業系ごみ」、「し尿、浄化槽汚泥」を含む一般廃棄物とします。

《 対象とする廃棄物の範囲 》



4 地域の概況

4-1 位置と地勢

大洗町は、北緯 36° 18′ 東経 140° 34′ に位置し、東西 2.5km、南北 9.0km で細長い形をしています。面積は 23.89km² で、東京から約 100km の距離、茨城県の太平洋沿岸のほぼ中央に位置しています。東は太平洋に面し、北は那珂川を境にひたちなか市と、北西は洹沼川を境に県庁所在地である水戸市と、南西は洹沼をはさみ茨城町と、南は鉾田市と接しています。

海岸線は緩い湾形で古くからの漁港があり、漁港を中心として低地部から丘陵地にかけて市街地が形成されています。市街地の低地をはさむように南北に洪積台地が形成されています。洹沼川沿いは基盤整備事業（広浦・大貫）によって水田耕作地帯が広がっています。洹沼川と太平洋に挟まれた丘陵地は、関東ローム層の洪積台地である鹿島台地の北端部に位置しています。

《 大洗町位置図 》



4-2 気象

本町の気候は、夏は梅雨や台風による降雨と盛夏の晴天がみられ、冬は降雪が少なく、乾燥と晴天が多いことが特徴です。

《 年別気象の概況 》

項目 年	気温（℃）			年間降水量 （mm）	平均風速 （m/s）
	日平均	日最高平均	日最低平均		
平成 21 年	14.2	19.1	9.9	1461.0	2.2
平成 22 年	14.5	19.5	10.1	1530.5	2.4
平成 23 年	14.1	19.2	9.5	1498.5	2.3
平成 24 年	13.9	18.8	9.6	1485.5	2.4
平成 25 年	14.3	19.4	9.7	1338.0	2.3
平成 26 年	14.2	19.3	9.6	1471.0	2.3
平成 27 年	14.8	19.6	10.5	1226.5	2.4
平成 28 年	14.8	19.8	10.5	1426.0	2.4
平成 29 年	14.2	19.3	9.6	1126.5	2.3
平成 30 年	15.3	20.5	10.7	1282.5	2.4

* 気象庁が設置する気象観測所がないため、隣接する水戸市の気象観測所の観測結果を整理しました。

出典：気象庁 水戸気象観測所

4-3 人口

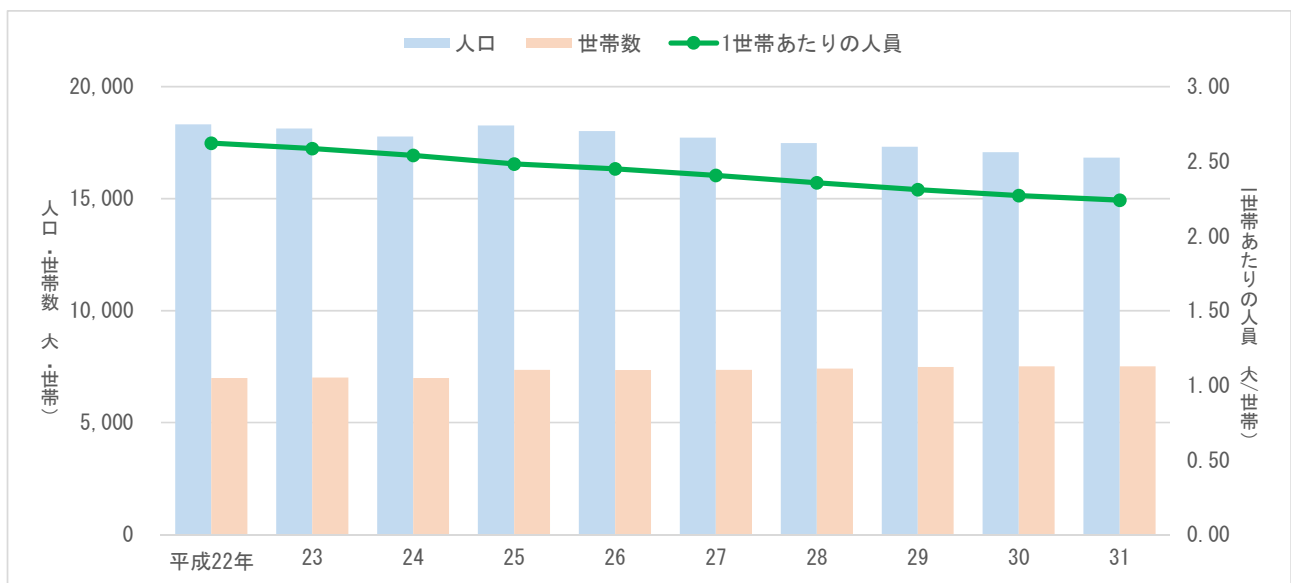
人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移し、1世帯あたりの人員は減少傾向となっています。

《 人口・世帯数・1世帯あたりの人員の推移 》

	人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯あたりの人員 （人/世帯）
平成 22 年	18,322	6,987	2.62
平成 23 年	18,138	7,012	2.59
平成 24 年	17,776	6,995	2.54
平成 25 年	18,272	7,361	2.48
平成 26 年	18,022	7,352	2.45
平成 27 年	17,727	7,364	2.41
平成 28 年	17,485	7,416	2.36
平成 29 年	17,318	7,493	2.31
平成 30 年	17,080	7,520	2.27
平成 31 年	16,831	7,513	2.24

出典：大洗町住民基本台帳 各年 3 月末日現在
（※ 平成 24 年より外国人を含む）

《 人口・世帯数の推移 》



4-4 観光客入込数

本町は、海水浴で賑わう大洗サンビーチやアクアワールド茨城県大洗水族館をはじめ多くの観光施設を有しており、県内で最も多くの観光客が訪れています。

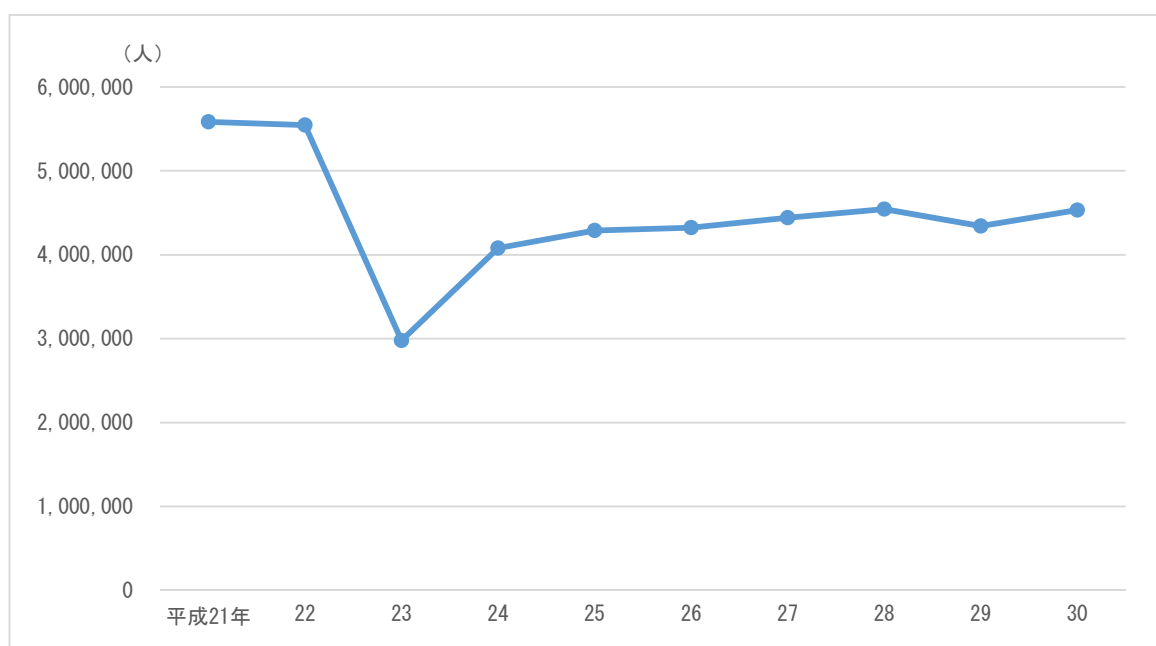
東日本大震災の影響で平成 23 年は一時的に減少していますが、それ以降は回復傾向で推移しています。

《 観光客入込数の推移 》

	観光客入込数（人）
平成 21 年	5,583,000
平成 22 年	5,544,800
平成 23 年	2,975,900
平成 24 年	4,078,400
平成 25 年	4,286,900
平成 26 年	4,323,900
平成 27 年	4,441,400
平成 28 年	4,544,700
平成 29 年	4,340,600
平成 30 年	4,530,800

出典：茨城県 茨城の観光レクリエーション現況

《 観光客入込数の推移 》



4-5 産業

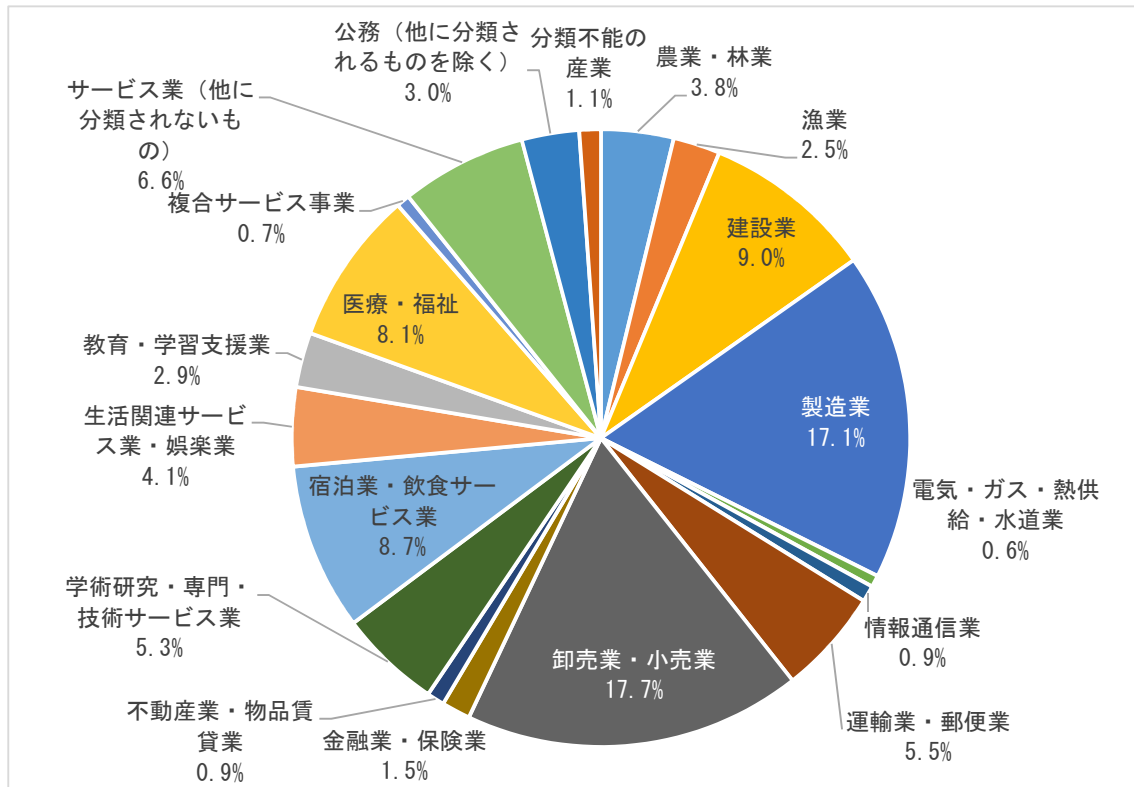
本町の産業別就業者数の割合は、卸売業、小売業が最も多く、次いで製造業、建設業となっています。

《 産業別就業者数 》

分類	就業者数	分類	就業者数
農業・林業	320	宿泊業・飲食サービス業	738
漁業	207	生活関連サービス業・娯楽業	348
建設業	757	教育・学習支援業	242
製造業	1,446	医療・福祉	681
電気・ガス・熱供給・水道業	52	複合サービス事業	59
情報通信業	72	サービス業 (他に分類されないもの)	555
運輸業・郵便業	466	公務 (他に分類されるものを除く)	253
卸売業・小売業	1,490	分類不能の産業	95
金融業・保険業	127		
不動産業・物品賃貸業	77		
学術研究・専門・技術サービス業	450		

出典：国勢調査 平成 27 年

《 産業別就業者の割合 》



4-6 土地利用状況

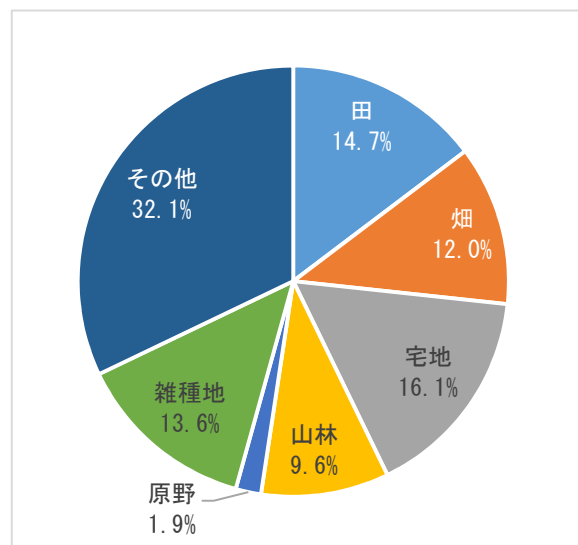
本町の面積は、23.89km²であり、宅地が 16.1%、田が 14.7%、畑が 12.0%となっています。

《 地目別面積 》

	面積 (km ²)	割合 (%)
田	3.50	14.7
畑	2.88	12.0
宅地	3.84	16.1
山林	2.30	9.6
原野	0.45	1.9
雑種地	3.26	13.6
その他	7.66	32.1
計	23.89	—

出典：茨城県政策企画部 統計課（平成 30 年 1 月 1 日）

《 地目別面積割合 》



5 関連計画

5-1 大洗町総合計画

本町では、平成 22 年度から平成 31 年度（令和元年度）を計画期間とした第 5 次大洗町総合計画を策定し、まちづくりを進めています。将来都市像に『人が輝き 海が育む ふれあいのまち 大洗』を定め、町民や大洗を訪れる人が輝き、海がもたらす豊かな恵みが人、地域、産業活動を育み、輝きと育みの中で人と人、地域、産業がふれあい、様々な交流が生まれる心豊かなふれあいのまちを目指し取り組んでいます。さらに、6 つの基本目標「安心して健やかに暮らせるまち（福祉・健康）」、「人と文化を育むいきがいのまち（生涯学習）」、「自然環境と共生し安全で住みよいまち（生活環境）」、「快適な生活空間のまち（都市整備）」、「活力と賑わいあふれるまち（産業・観光）」、「ともに力を合わせてつくるまち（自治）」があげられています。その一つ「自然環境と共生し安全で住みよいまち」の施策には、循環型地域社会の構築、ごみ対策とリサイクルがあげられ、ごみの減量化や資源化を推進しています。また、同施策の中の公害対策には家庭雑排水対策もあげられています。

5-2 大洗町環境基本計画

本町では、町の環境だけではなく、地球環境も守ることを意識し、将来の子どもたちが豊かな生活を送りつつ自然の恵みを受け続けられるよう、本町に関わるすべての人を対象として、令和元年度から令和 10 年度を計画期間とした第 2 次大洗町環境基本計画を策定しました。環境将来像に『ひとと自然が共生し 環境にやさしいまち 大洗』を掲げ、4 つの基本目標「1.恵まれた自然を守り、大洗の魅力を活かしていこう」、「2.快適で安心して暮らせるよう、きれいな空気や水を育み、清潔なまちにしていこう」、「3.日常生活や事業活動において、地球環境を思いやる行動をしよう」、「4.大洗の環境を良くするために、みんなで行動し、連携していこう」を定めています。

基本目標 3 の環境施策の方向で、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進め、循環型社会の形成を目指そう」にごみの発生抑制と減量化の推進、再使用の推進、再資源化の促進、3R の総合的な推進と適正処理の推進があげられています。また、基本目標 2 の環境施策の方向で「きれいな海を守り、泳げる涸沼を目指そう」に生活系・事業系の排水対策があげられています。

計画を先導するリーディングプロジェクトでは、生活排水処理普及率、1 人 1 日あたりのごみの排出量に数値目標を設定しています。

第2章 ごみ処理基本計画

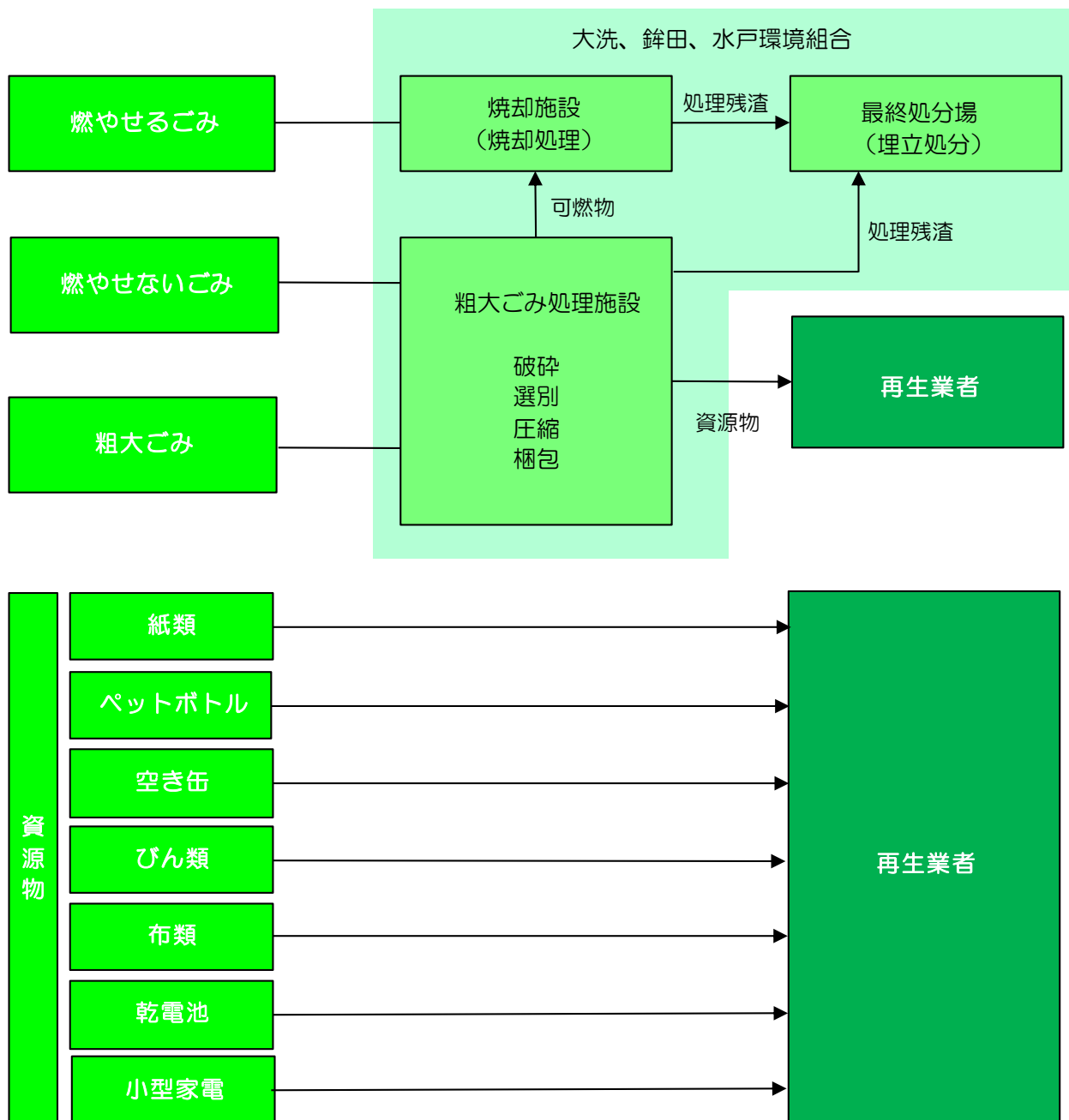
1 ごみ処理の現状

1-1 ごみ処理の現況

(1) ごみ処理のフロー

本町のごみ処理のフローは、次のようになります。

《 ごみ処理のフロー 》



(2) ごみの処理体制

本町のごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に町が委託して行っています。

ごみの中間処理と最終処分は、大洗、鉾田、水戸環境組合の施設で選別、破碎、焼却等の処理と処理残渣の埋立て処分を行っています。処理過程で排出される資源物は民間の再生業者で資源化を行っています。

資源物の収集運搬は、町が委託した民間の業者が行い、再生業者に直接搬入し資源化を行っています。

(3) ごみの分別区分

ごみ分別は、次表に示すとおりで、家庭系ごみ及び事業系ごみとも同じ分別です。

《 ごみの分別区分 》

分類			主な品目
燃やせるごみ			生ごみ、皮・ビニール・ゴム製品、紙おむつ、草・葉・木くず、CD・DVD、発泡スチロール、プラスチック製品等
燃やせないごみ			せともの、金物類、硝子類、小型の家電品等、蛍光灯・電球類、鍋・釜類等
粗大ごみ			チャイルドシート、ベビーカー、ガス台、電子レンジ、ストーブ、自転車類、ベッド、本棚、タンス
資源物	紙類	新聞紙、チラシ	新聞、チラシ
		段ボール	段ボール
		牛乳パック	牛乳パック
		その他の紙類	雑誌、菓子箱、封筒、コピー用紙、包装紙等
	ペットボトル		飲料水、酒類、醤油、みりん等
	缶類	アルミ缶	飲料水、酒類、お菓子、缶詰、スプレー缶
		スチール缶	
	びん類	ビールびん	ビールびん、一升びん、飲料用びん等
		透明びん	
		茶びん	
		青黒緑・その他びん	
	布類		上着、ズボン、シーツ、タオル等
	乾電池		乾電池（充電式含む）、ボタン電池
拠点回収	使用済小型家電		携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末、電卓、デジタルカメラ等

(4) ごみの収集方法と頻度

家庭系ごみは、町全体を東地区と西地区の2つの地区に分けて収集を行っています。燃やせるごみと燃やせないごみは地域で決められた集積場所、資源物は資源リサイクルステーションとなっています。粗大ごみは、地区を区別することなく水曜日に事前に予約があった住宅を戸別に回っています。

事業系ごみについては、許可業者及び自己搬入となります。

《 ごみの収集方法と頻度 》

分類		出し方	収集方法	収集頻度
燃やせるごみ		指定ごみ袋に入れる。 大きなもの（1m 以内の長さ、片手で持てる重さ）はごみ処理券を貼る。	地域で決められた集積場所	週 2 回 （1 地区あたり）
燃やせないごみ		指定ごみ袋に入れる。 大きなもの（50cm 以内の大きさ、両手で持たなければならない重さ以下）はごみ処理券を貼る。	地域で決められた集積場所	月 2 回 （1 地区あたり）
粗大ごみ		粗大ごみ処理券を貼る。	戸別収集	週 1 回
資源物	紙類	ひもで束ねる。	資源リサイクルステーション	月 2 回 （1 地区あたり）
	ペットボトル	専用のネットに入れる。		
	缶類	アルミ、スチールを分けてかごに入れる。		
	びん類	分別して専用コンテナに入れる。		
	布類	ひもで束ねる。		
	乾電池	専用コンテナに入れる。		

家庭から排出されるごみを大洗、鉾田、水戸環境組合に持ち込む場合は、指定ごみ袋やごみ処理券ではなく処理手数料がかかります。

(5) ごみ処理手数料

家庭系ごみの燃やせるごみ、燃やせないごみは指定ごみ袋もしくはごみ処理券、粗大ごみは小型専用処理券もしくは大型専用処理券による有料での収集を行っています。大洗、鉾田、水戸環境組合に持ち込む場合には、指定ごみ袋やごみ処理券ではなく、重量に応じ処理手数料が必要となります。

事業系ごみは、重量に応じて処理手数料が必要となります。

《 ごみ処理手数料 》

区分		手数料	
家庭系ごみ			
	燃やせるごみ	指定ごみ袋	大（45L）：200 円/10 枚 中（30L）：180 円/10 枚 小（20L）：150 円/10 枚
		ごみ処理券	200 円/10 枚
	燃やせないごみ	指定ごみ袋	20L：150 円/10 枚
		ごみ処理券	200 円/10 枚
	粗大ごみ	小型専用処理券	300 円/1 枚
		大型専用処理券	800 円/1 枚
	自己搬入		60kg 未満：300 円 60kg 以上：最初の 1kg から計算して 10kg あたり 130 円（10kg 未満は四捨五入）
事業系ごみ			
	自己搬入		10kg あたり 130 円（10kg 未満は四捨五入）

(6) 収集運搬の状況

家庭系ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に町が委託し、事業系ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が行っています。資源物は、町で委託した業者が行っています。

(7) 中間処理施設

本町のごみの焼却、破碎などの中間処理は、大洗、鉾田、水戸環境組合の焼却施設と粗大ごみ処理施設で行っています。

焼却施設では、燃やせるごみと粗大ごみ処理施設からでる可燃残渣を焼却しています。粗大ごみ処理施設では、燃やせないごみと粗大ごみを破碎、選別などの処理を行い、資源物を回収し民間の再生業者で資源化を行っています。

《 中間処理施設の概要 》

焼却施設		
	施設名称	大洗、鉾田、水戸クリーンセンター
	所 在 地	東茨城郡大洗町成田町 4287 番地
	建設時期	着工：平成 2 年 10 月 完成：平成 4 年 1 月
	焼却方式	全連続燃焼式焼却炉
	処理能力	90t/日（45t/日×2 炉）
粗大ごみ処理施設		
	施設名称	大洗、鉾田、水戸クリーンセンター
	所 在 地	東茨城郡大洗町成田町 4287 番地
	建設時期	着工：平成 2 年 10 月 完成：平成 4 年 1 月
	処理方式	破碎機
	処理能力	5t/5h
	選別分類	磁性物、不燃物、可燃物、アルミ

(8) 最終処分施設

本町最終処分は、大洗、鉾田、水戸環境組合の最終処分場で行っています。

《 最終処分場の概要 》

施設名称	大洗、鉾田、水戸環境組合一般廃棄物最終処分場
所在地	鉾田市大字荒地 105 番の 2
建設時期	着工：平成 7 年 3 月 完成：平成 9 年 6 月
埋立面積	9,500m ²
計画埋立容量	70,300m ³
浸出水処理方式	カルシウム除去＋接触ばっ気（硝化・脱窒）＋凝集沈殿 ＋砂ろ過＋活性炭吸着＋塩素滅菌
浸出水処理能力	40m ³ /日
埋立物	焼却残渣及び不燃残渣

1-2 ごみの排出状況

本町のごみの排出状況を、毎年実施している一般廃棄物処理実態調査（環境省）を基に整理します。

(1) ごみの排出量

① ごみの総排出量

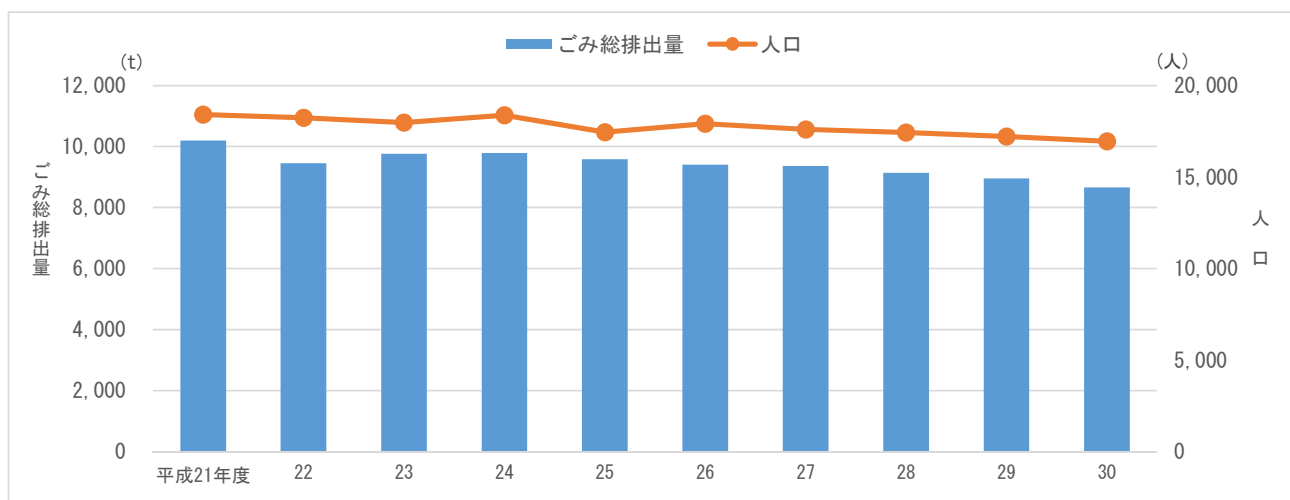
本町のごみの総排出量は、減少傾向で推移しています。人口も減少傾向にあり、人口減少に伴うごみの排出量の減少が考えられます。

《 ごみ総排出量と人口の推移 》

	ごみ総排出量 (t)	人口 (人)
平成 21 年度	10,197	18,409
平成 22 年度	9,456	18,243
平成 23 年度	9,765	17,969
平成 24 年度	9,789	18,382
平成 25 年度	9,583	17,446
平成 26 年度	9,410	17,910
平成 27 年度	9,358	17,611
平成 28 年度	9,137	17,431
平成 29 年度	8,948	17,216
平成 30 年度	8,666	16,958

* 人口については各年 10 月 1 日現在

《 ごみ総排出量と人口の推移 》



② 家庭系ごみと事業系ごみ

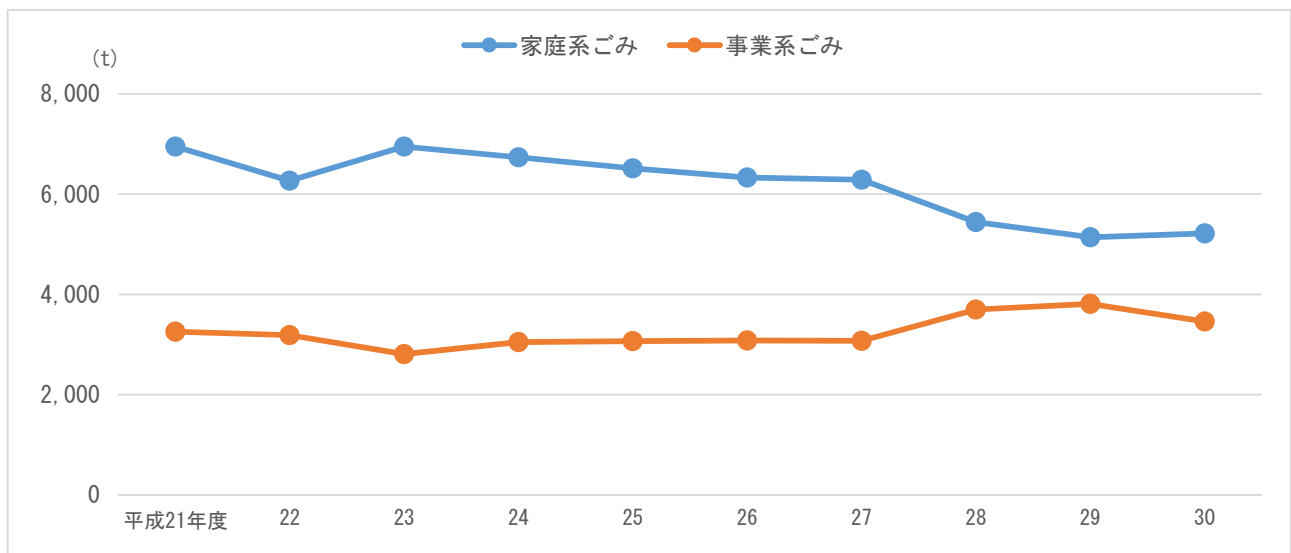
家庭系ごみは人口の減少もあり減少傾向を示し、事業系ごみは増加傾向となっていましたが、平成 30 年度は減少しています。

《 家庭系ごみと事業系ごみの推移 》

単位：t

	家庭系ごみ	事業系ごみ
平成 21 年度	6,943	3,254
平成 22 年度	6,266	3,183
平成 23 年度	6,948	2,809
平成 24 年度	6,732	3,049
平成 25 年度	6,513	3,064
平成 26 年度	6,331	3,079
平成 27 年度	6,287	3,071
平成 28 年度	5,443	3,694
平成 29 年度	5,137	3,811
平成 30 年度	5,212	3,454

《 家庭系ごみと事業系ごみの推移 》



○事業系ごみと観光客入込数

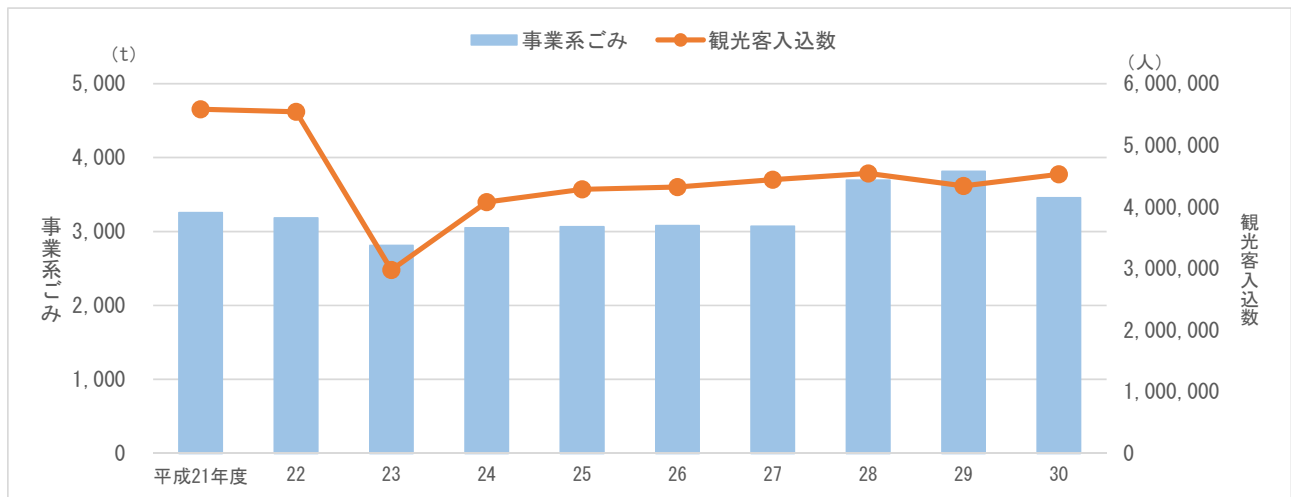
本町は茨城県内で最も観光客が多いことから、事業系ごみと観光客の関係を把握するため事業系ごみ排出量と観光客入込数の推移を整理しました。平成 23 年度以降、事業系ごみ排出量と観光客入込数は同様の傾向がみられました。

《 事業系ごみと観光客入込数の推移 》

	事業系ごみ (t)	観光客入込数 (人)
平成 21 年度	3,254	5,583,000
平成 22 年度	3,183	5,544,800
平成 23 年度	2,809	2,975,900
平成 24 年度	3,049	4,078,400
平成 25 年度	3,064	4,286,900
平成 26 年度	3,079	4,323,900
平成 27 年度	3,071	4,441,400
平成 28 年度	3,694	4,544,700
平成 29 年度	3,811	4,340,600
平成 30 年度	3,454	4,530,800

出典：観光客数は茨城県 茨城の観光レクリエーション現況

《 事業系ごみと観光客入込数の推移 》



○他市町との比較

・家庭系ごみ

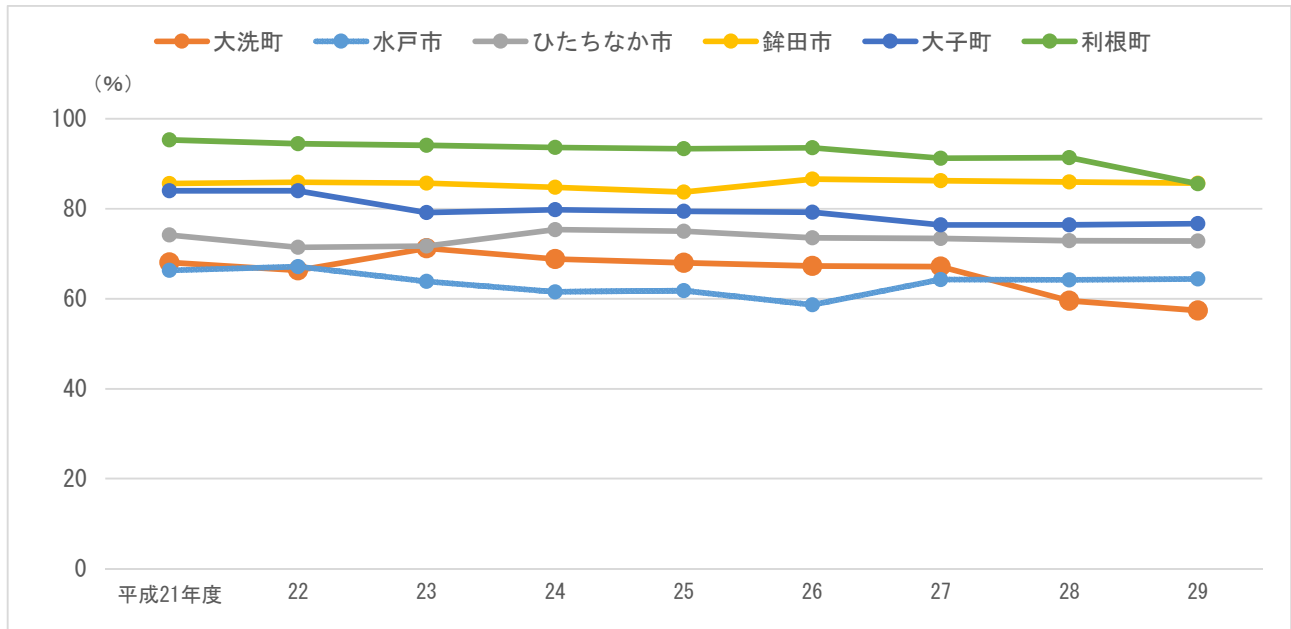
本町の家庭系ごみの割合は、近隣の水戸市、ひたちなか市、鉾田市と比べ低く、茨城県内で人口規模が同程度の大子町、利根町と比べても低くなっています。

《 家庭系ごみの割合の推移 》

単位：％

	大洗町	水戸市	ひたちなか市	鉾田市	大子町	利根町
平成 21 年度	68.1	66.3	74.2	85.6	84.0	95.3
平成 22 年度	66.3	67.2	71.4	85.9	84.0	94.4
平成 23 年度	71.2	63.9	71.7	85.7	79.2	94.1
平成 24 年度	68.8	61.5	75.4	84.8	79.8	93.7
平成 25 年度	68.0	61.8	75.0	83.7	79.4	93.3
平成 26 年度	67.3	58.6	73.5	86.6	79.3	93.5
平成 27 年度	67.2	64.3	73.4	86.3	76.4	91.2
平成 28 年度	59.6	64.2	72.9	86.0	76.4	91.4
平成 29 年度	57.4	64.4	72.8	85.7	76.7	85.5

《 家庭系ごみの割合の推移 》



・事業系ごみ

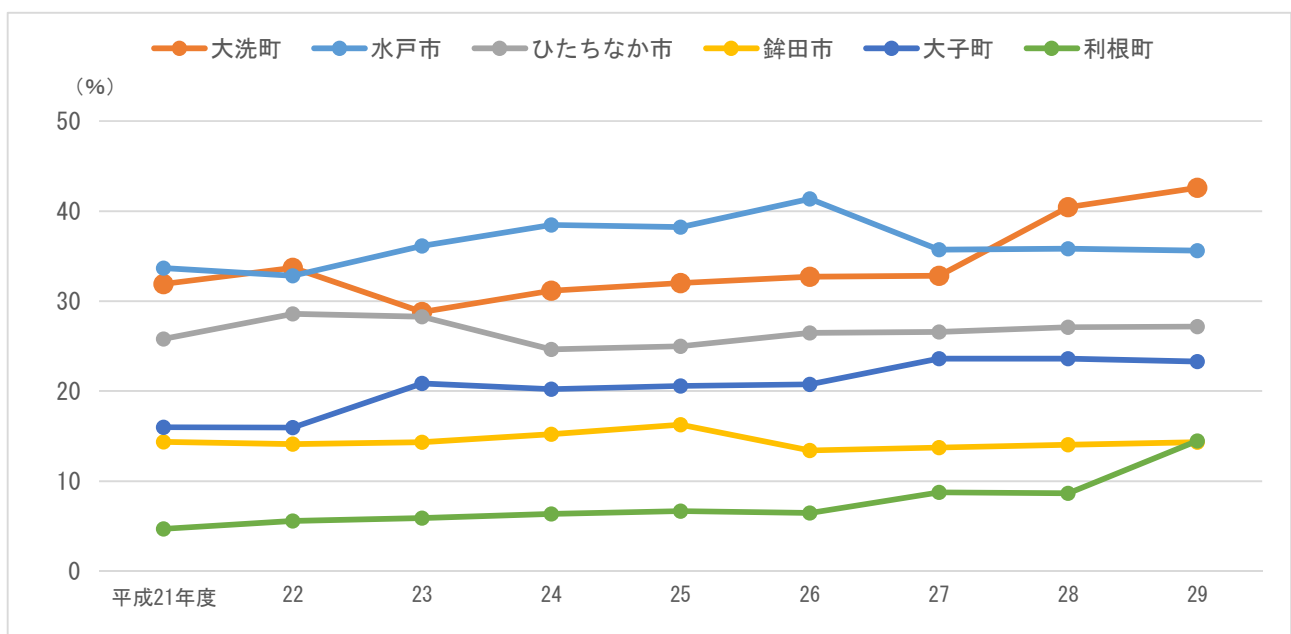
本町の事業系ごみの割合は、近隣の水戸市よりも低くなっていましたが、近年は本町の割合が高くなっています。ひたちなか市、鉾田市、大子町、利根町と比べても高くなっています。

《 事業系ごみの割合の推移 》

単位：％

	大洗町	水戸市	ひたちなか市	鉾田市	大子町	利根町
平成 21 年度	31.9	33.7	25.8	14.4	16.0	4.7
平成 22 年度	33.7	32.8	28.6	14.1	16.0	5.6
平成 23 年度	28.8	36.1	28.3	14.3	20.8	5.9
平成 24 年度	31.2	38.5	24.6	15.2	20.2	6.3
平成 25 年度	32.0	38.2	25.0	16.3	20.6	6.7
平成 26 年度	32.7	41.4	26.5	13.4	20.7	6.5
平成 27 年度	32.8	35.7	26.6	13.7	23.6	8.8
平成 28 年度	40.4	35.8	27.1	14.0	23.6	8.6
平成 29 年度	42.6	35.6	27.2	14.3	23.3	14.5

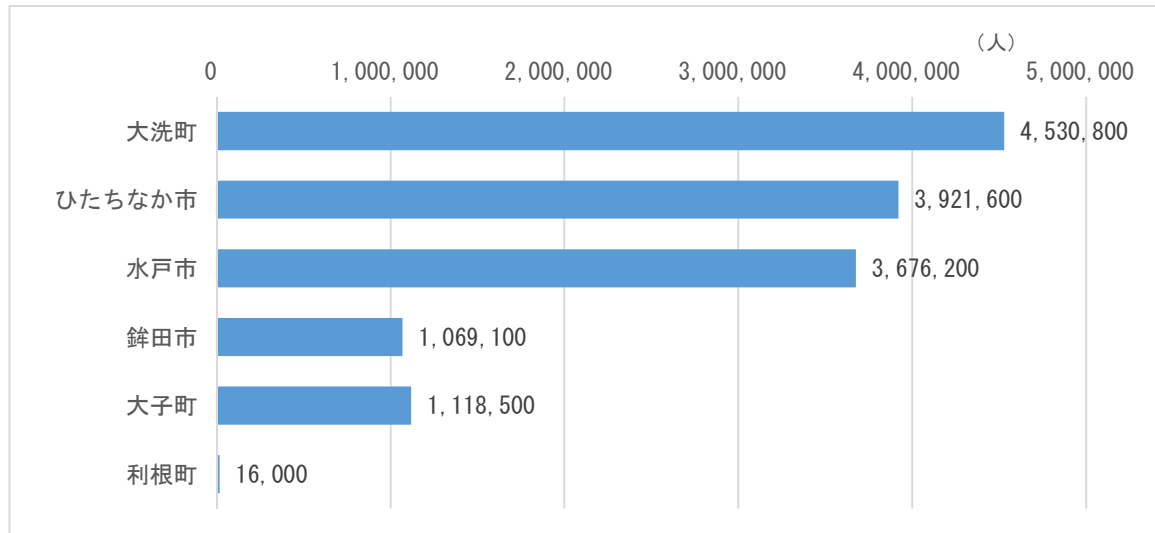
《 事業系ごみの割合の推移 》



- 観光客入込数

本町を含め事業系ごみの割合が高い市町は、観光客入込数が多い傾向がみられます。

《 平成 30 年の観光客入込数》



出典：茨城県 茨城の観光レクリエーション現況

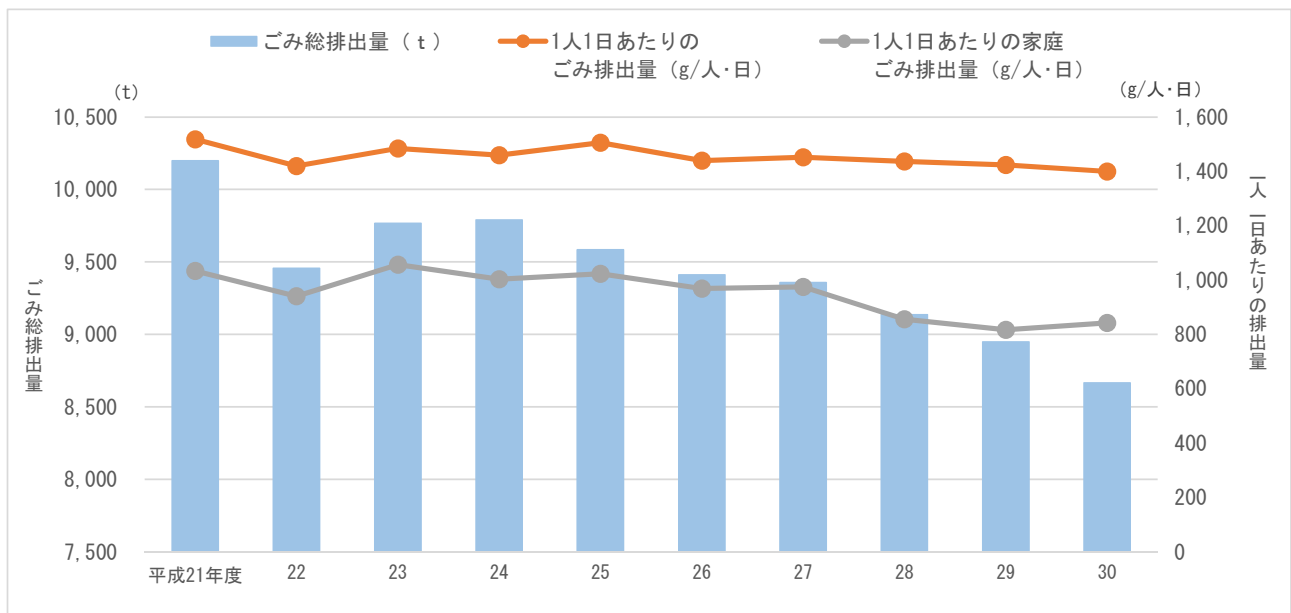
③ 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量、1人1日あたりの家庭ごみ排出量とも減少傾向で推移しています。特に1人1日あたりの家庭ごみ排出量は大きく減少しています。

《 1人1日あたりのごみ排出量の推移 》

	ごみ総排出量 (t)	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	1人1日あたりの家庭ごみ排出量 (g/人・日)
平成 21 年度	10,197	1,518	1,033
平成 22 年度	9,456	1,420	941
平成 23 年度	9,765	1,485	1,056
平成 24 年度	9,789	1,459	1,003
平成 25 年度	9,583	1,505	1,023
平成 26 年度	9,410	1,439	968
平成 27 年度	9,358	1,452	975
平成 28 年度	9,137	1,436	856
平成 29 年度	8,948	1,424	817
平成 30 年度	8,666	1,400	842

《 1人1日あたりのごみ排出量の推移 》



○他市町との比較

・1人1日あたりのごみ排出量

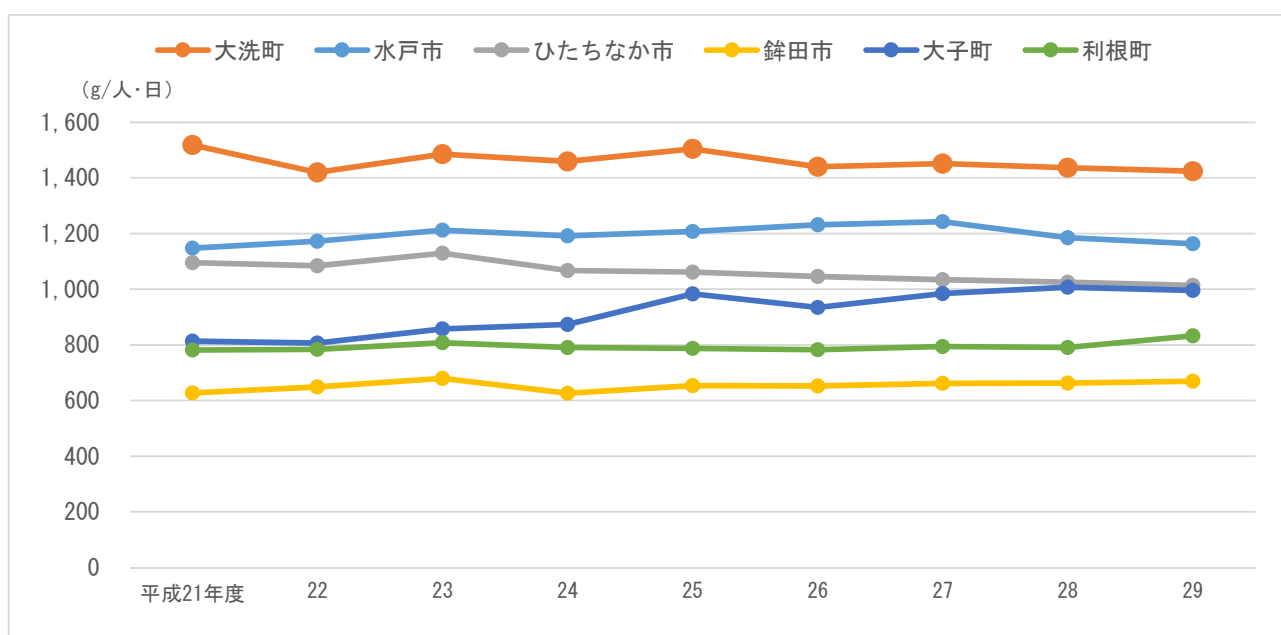
本町の1人1日あたりのごみ排出量は近隣の水戸市、ひたちなか市、鉾田市に比べ多くなっています。特に鉾田市は本町の半分以下となっています。茨城県内で人口規模が同程度の大字町、利根町と比べても500g/人・日以上多くなっています。

《 1人1日あたりのごみ排出量の他市町との比較 》

単位：g/人・日

	大洗町	水戸市	ひたちなか市	鉾田市	大字町	利根町
平成21年度	1,518	1,148	1,096	628	813	782
平成22年度	1,420	1,173	1,084	649	807	784
平成23年度	1,485	1,212	1,129	680	858	808
平成24年度	1,459	1,192	1,067	627	874	791
平成25年度	1,505	1,208	1,062	654	983	787
平成26年度	1,439	1,232	1,046	653	953	783
平成27年度	1,452	1,243	1,034	661	985	794
平成28年度	1,436	1,185	1,025	663	1,007	791
平成29年度	1,424	1,164	1,014	669	996	833

《 1人1日あたりのごみ排出量の他市町との比較 》



・ 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量

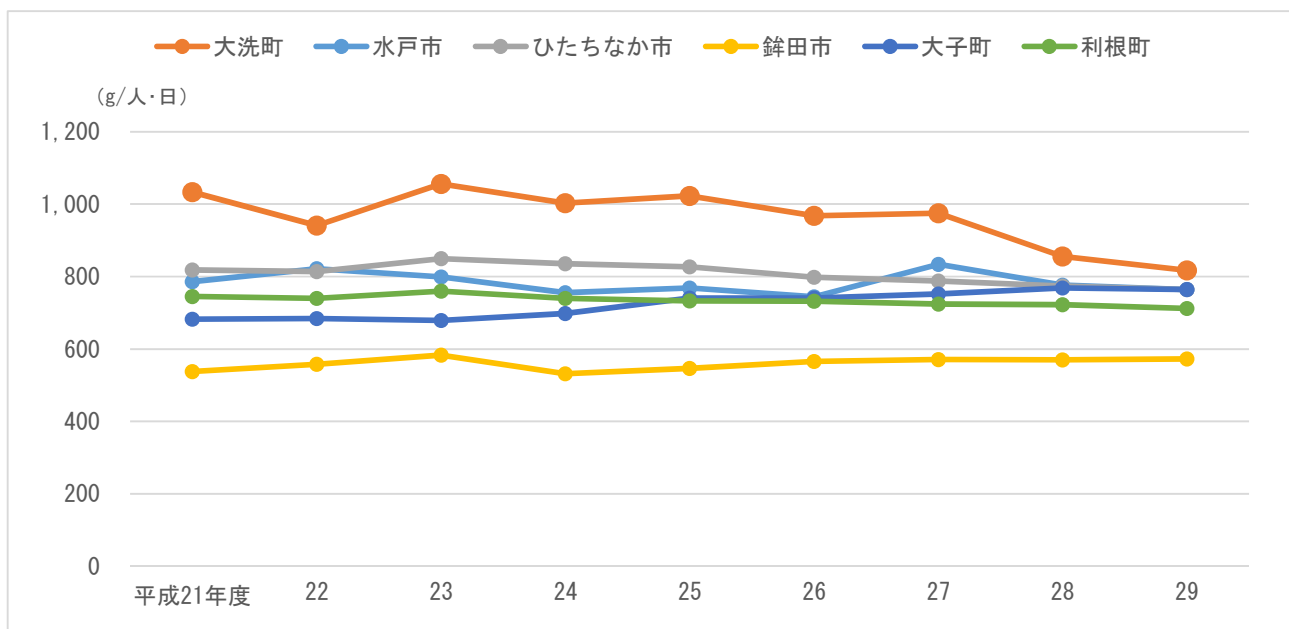
本町の 1 人 1 日あたりの家庭ごみ系排出量は近隣の水戸市、ひたちなか市、鉾田市に比べ多くなっています。茨城県内で人口規模が同程度の大子町、利根町と比べても多くなっています。しかし、他市町との差は小さくなっています。

《 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量のお市町との比較 》

単位：g/人・日

	大洗町	水戸市	ひたちなか市	鉾田市	大子町	利根町
平成 21 年度	1,033	786	818	538	683	745
平成 22 年度	941	822	814	558	684	740
平成 23 年度	1,056	799	850	583	679	760
平成 24 年度	1,003	756	836	532	698	740
平成 25 年度	1,023	769	827	547	741	733
平成 26 年度	968	744	798	566	741	732
平成 27 年度	975	834	788	571	752	724
平成 28 年度	856	777	774	570	769	723
平成 29 年度	817	764	764	573	764	712

《 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量のお市町との比較 》



・ 1 人 1 日あたりの事業系ごみ排出量

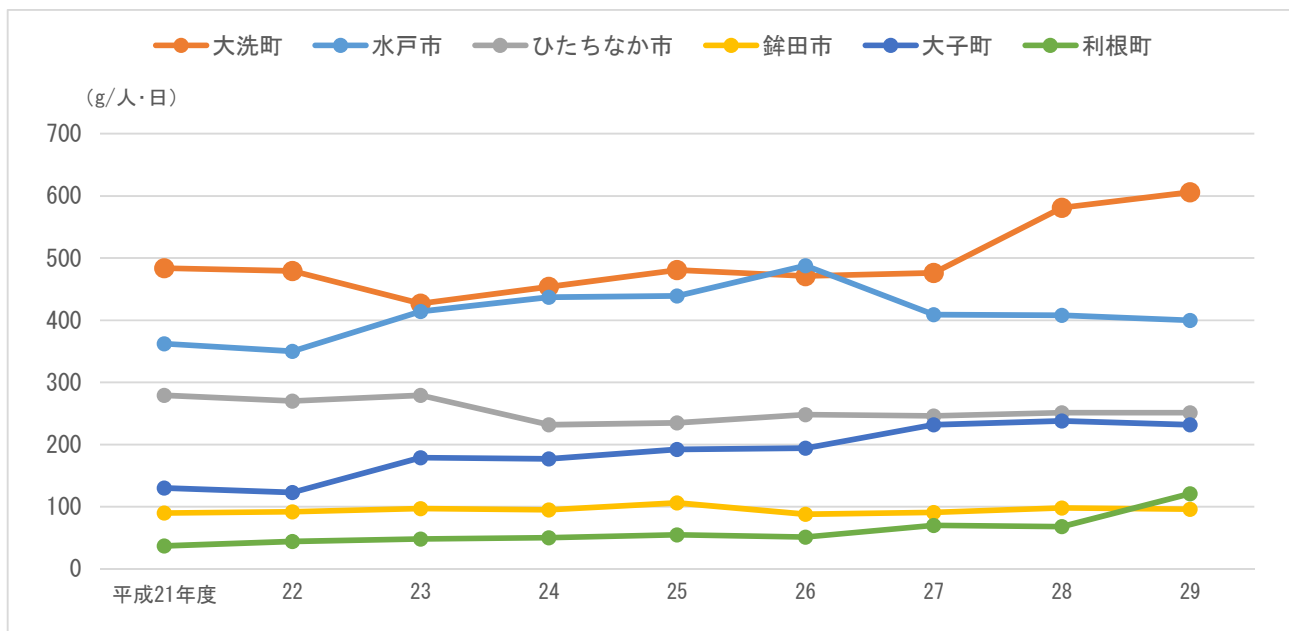
本町の 1 人 1 日あたりの事業系ごみ排出量は、増加傾向で推移しています。近隣の水戸市は、本町と同じくらいとなっていますが、近年は差が広がっています。茨城県内で人口規模が同程度の大子町、利根町と比べても多くなっています。

《 1 人 1 日あたりの事業系ごみ排出量のお市町との比較 》

単位：g/人・日

	大洗町	水戸市	ひたちなか市	鉾田市	大子町	利根町
平成 21 年度	484	362	279	90	130	37
平成 22 年度	479	350	270	92	123	44
平成 23 年度	427	414	279	97	179	48
平成 24 年度	454	437	232	95	177	50
平成 25 年度	481	439	235	106	192	55
平成 26 年度	471	488	248	88	194	51
平成 27 年度	476	409	246	91	232	70
平成 28 年度	581	408	251	98	238	68
平成 29 年度	606	400	251	96	232	121

《 1 人 1 日あたりの事業系ごみ排出量のお市町との比較 》



○国、県との比較

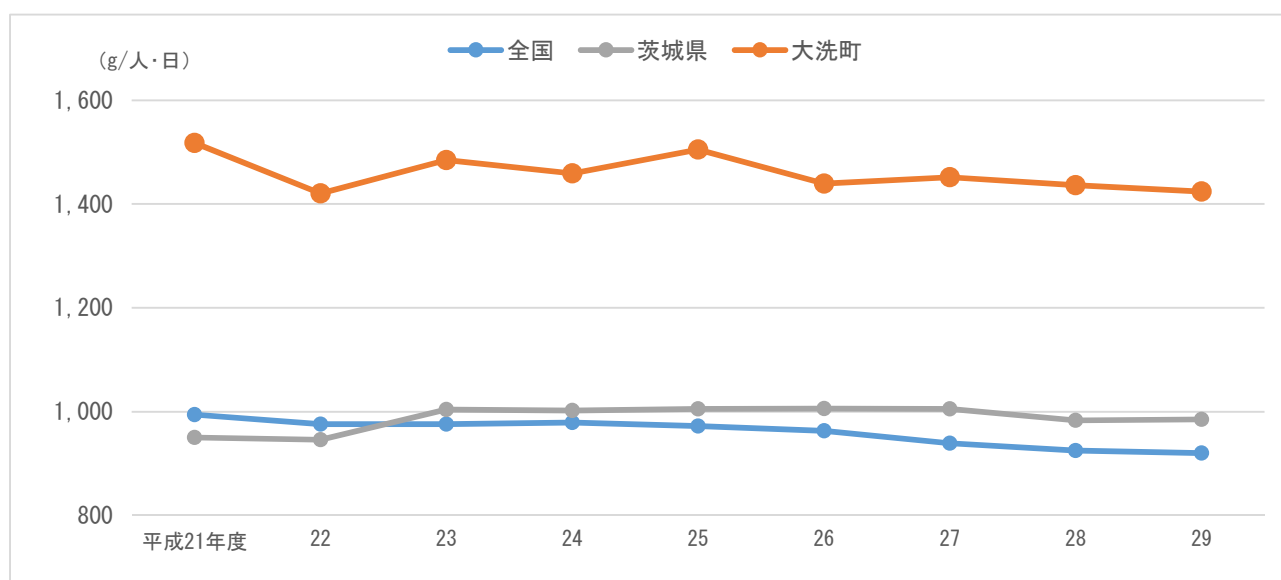
本町の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は減少傾向を示していますが、全国及び茨城県を大きく上回っています。

《 1 人 1 日あたりのごみ排出量の国、県との比較 》

単位：g/人・日

	大洗町	全国	茨城県
平成 21 年度	1,518	994	950
平成 22 年度	1,420	976	946
平成 23 年度	1,485	976	1,004
平成 24 年度	1,459	979	1,002
平成 25 年度	1,505	972	1,005
平成 26 年度	1,439	963	1,006
平成 27 年度	1,452	939	1,005
平成 28 年度	1,436	925	983
平成 29 年度	1,424	920	985

《 1 人 1 日あたりのごみ排出量の国、県との比較 》



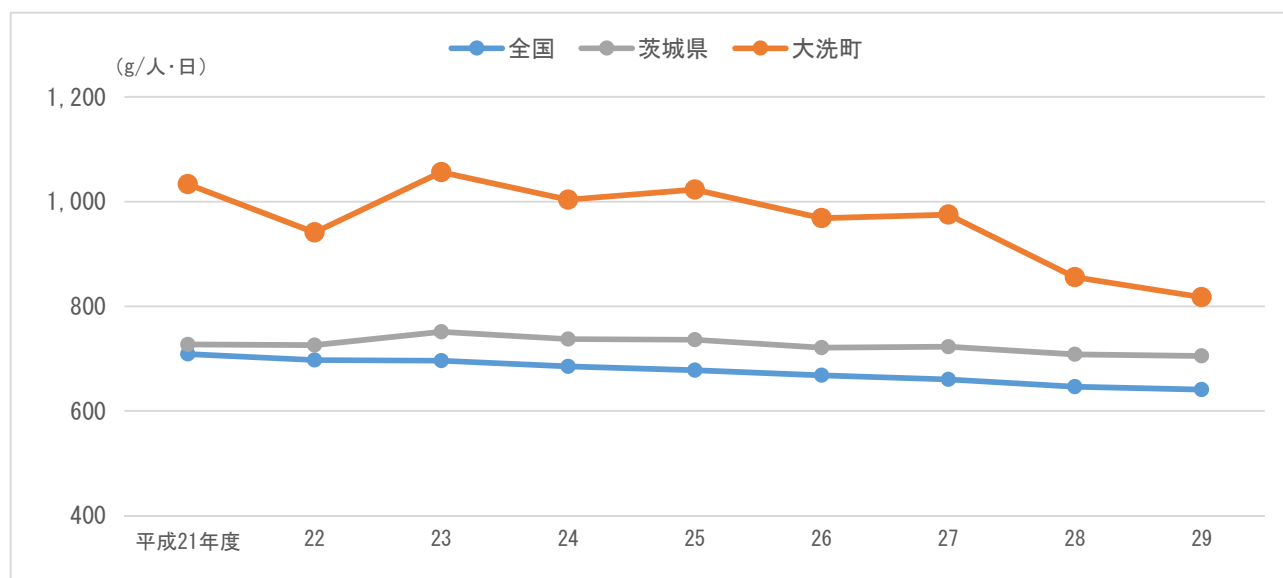
本町の 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は減少傾向を示していますが、全国及び茨城県を上回っていますが、近年はその差が小さくなっています。

《 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の国、県との比較 》

単位：g/人・日

	大洗町	全国	茨城県
平成 21 年度	1,033	709	727
平成 22 年度	941	697	726
平成 23 年度	1,056	696	751
平成 24 年度	1,003	685	737
平成 25 年度	1,023	678	736
平成 26 年度	968	668	721
平成 27 年度	975	660	723
平成 28 年度	856	646	708
平成 29 年度	817	641	705

《 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の国、県との比較 》



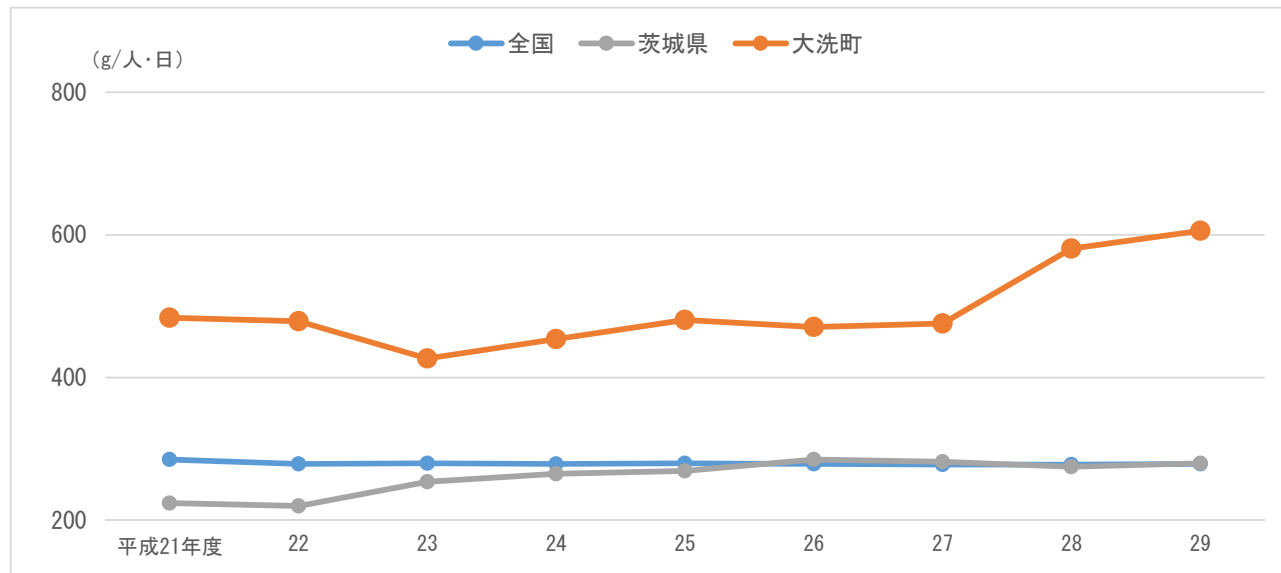
本町の 1 人 1 日あたりの事業系ごみ排出量は増加傾向を示し、全国及び茨城県を大きく上回っています。

《 1 人 1 日あたりの事業系ごみ排出量の国、県との比較 》

単位：g/人・日

	大洗町	全国	茨城県
平成 21 年度	484	285	224
平成 22 年度	479	279	220
平成 23 年度	427	280	254
平成 24 年度	454	279	265
平成 25 年度	481	280	269
平成 26 年度	471	279	285
平成 27 年度	476	278	282
平成 28 年度	581	278	275
平成 29 年度	606	279	280

《 1 人 1 日あたりの事業系ごみ排出量の国、県との比較 》



(2) 再生利用

① 再生利用量

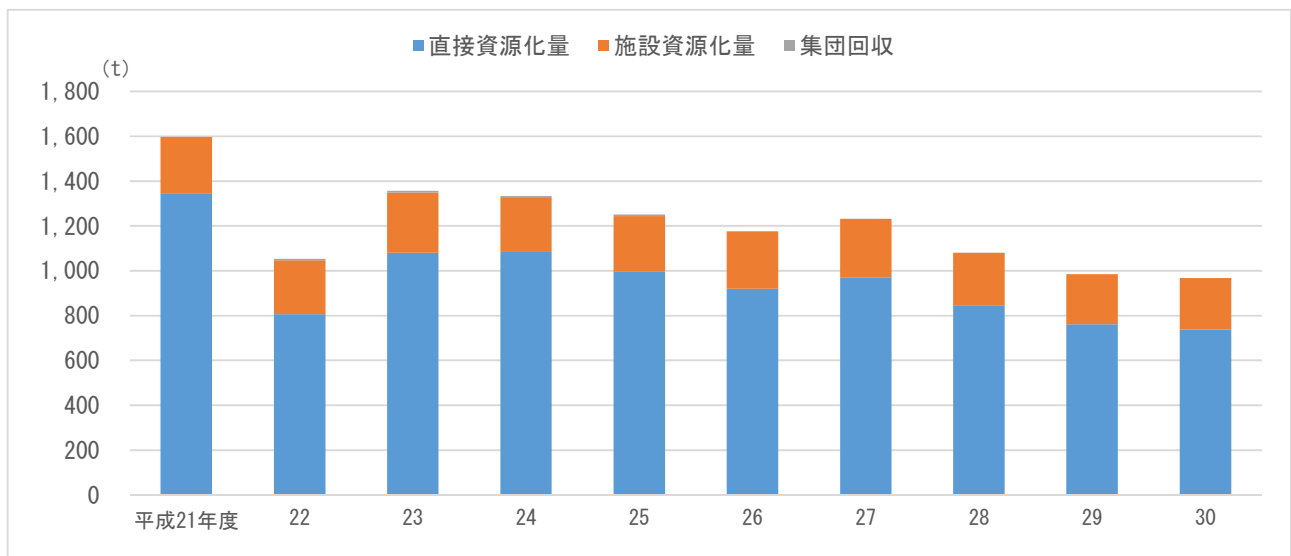
本町の再生利用量は、資源物回収による直接資源化量は減少傾向、粗大ごみ処理施設で分別した施設資源化量は横ばいで推移しています。近年、民間事業者による回収やライフスタイルの変化などにより再生利用量が減少しています。

《 再生利用量の推移 》

単位：t

	直接資源化量	施設資源化量	集団回収	合計
平成 21 年度	1,343	254	0	1,597
平成 22 年度	807	240	7	1,054
平成 23 年度	1,081	268	8	1,357
平成 24 年度	1,088	237	8	1,333
平成 25 年度	998	247	6	1,251
平成 26 年度	920	257	0	1,177
平成 27 年度	969	263	0	1,232
平成 28 年度	846	234	0	1,080
平成 29 年度	761	223	0	984
平成 30 年度	738	230	0	968

《 再生利用量の推移 》



○品目ごとの再生利用量

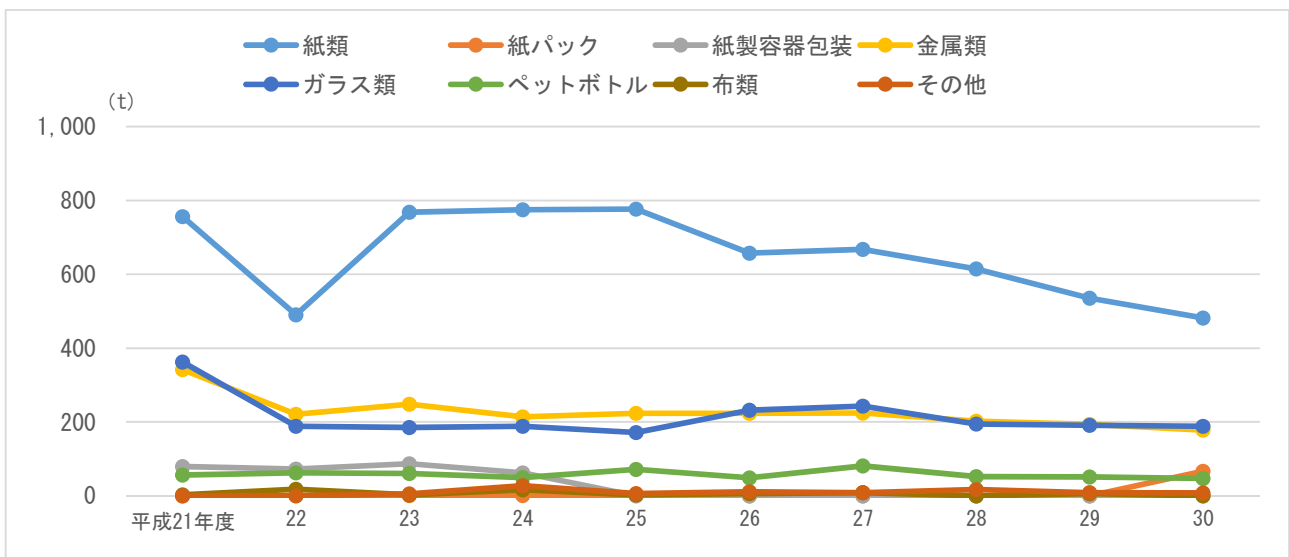
品目ごとの再生利用量は、多くの項目で横ばいからやや減少傾向で推移し、特に紙類の減少が大きくなっています。

《 品目ごとの再生利用量の推移 》

単位：t

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
紙類	756	490	768	775	777
紙パック	0	1	1	1	1
紙製容器包装	79	72	87	62	0
金属類	342	221	248	214	223
ガラス類	362	188	185	188	171
ペットボトル	56	62	60	49	71
白色トレイ	0	1	1	1	0
容器包装プラ	0	1	0	0	0
布類	2	18	2	16	2
その他	0	0	5	27	6
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
紙類	657	668	615	535	482
紙パック	0	0	0	0	66
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	223	224	202	193	178
ガラス類	232	243	194	191	188
ペットボトル	48	81	52	51	47
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラ	0	0	0	0	0
布類	6	8	0	0	0
その他	11	8	17	8	7

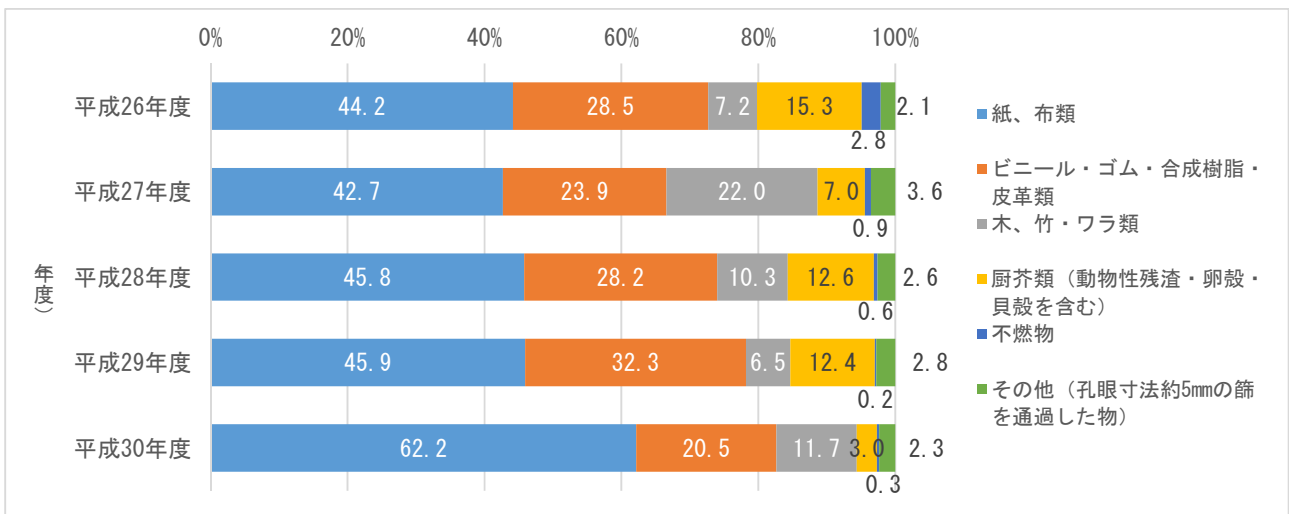
《 品目ごとの再生利用量の推移 》



○可燃ごみのごみ質

本町では、紙類と布類を資源物として回収を行っていますが、可燃ごみに含まれる紙・布類が多くなっています。

《 可燃ごみのごみ質 》

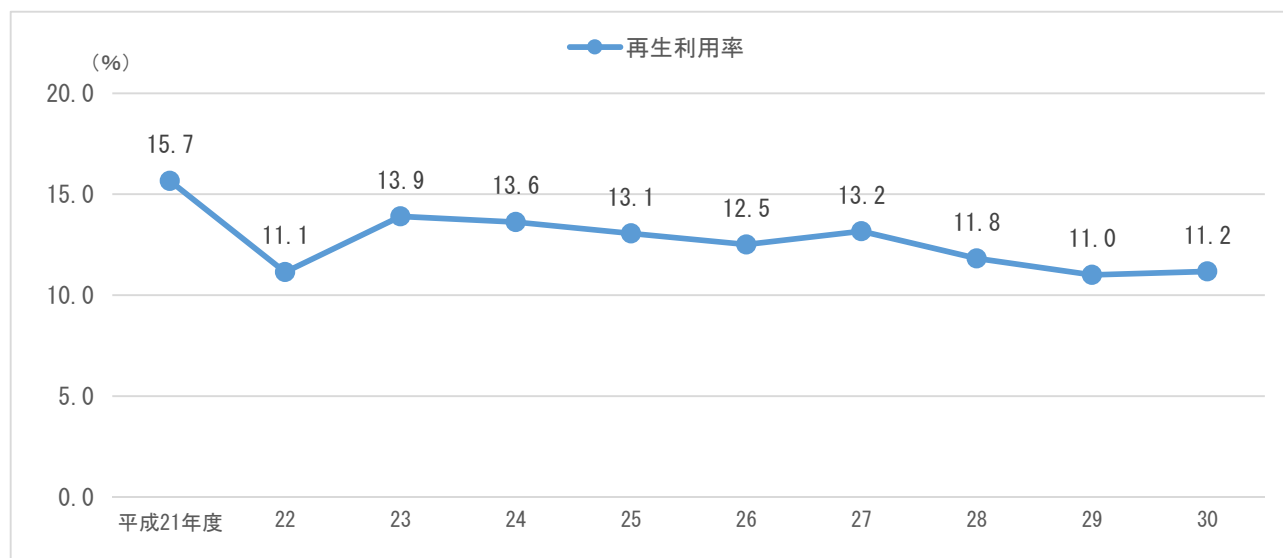


出典：大洗、鉾田、水戸環境組合 ごみ質分析結果

② 再生利用率

本町の再生利用率は、再生利用量の減少により低下しています。

《 再生利用率の推移 》



○他市町との比較

本町の再生利用率は、近隣の水戸市、ひたちなか市、鉾田市に比べ低くなっています。

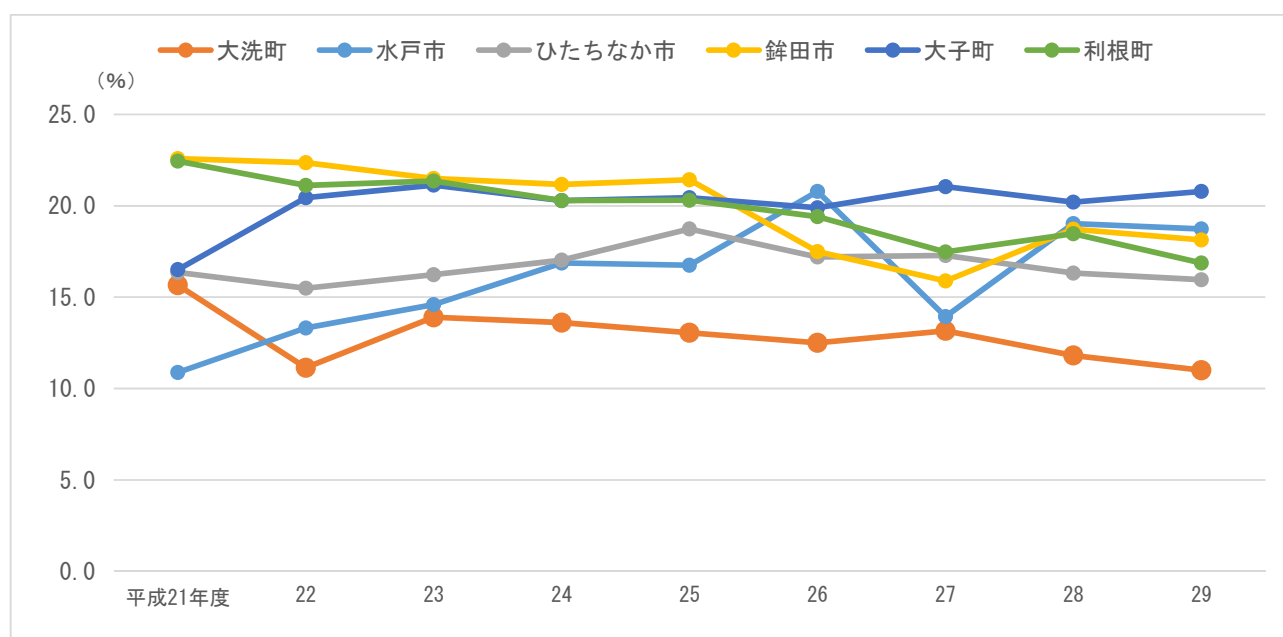
茨城県内で人口規模が同程度の大子町、利根町と比べても低くなっています。水戸市と大子町では、処理施設の更新などにより高くなっていますが、それ以外のひたちなか市、鉾田市、利根町では低くなっています。

《 再生利用率の他市町との比較 》

単位：％

	大洗町	水戸市	ひたちなか市	鉾田市	大子町	利根町
平成 21 年度	15.7	10.9	16.4	22.6	16.5	21.4
平成 22 年度	11.1	13.3	15.5	22.4	20.5	21.1
平成 23 年度	13.9	14.6	16.2	21.5	21.1	21.4
平成 24 年度	13.6	16.9	17.0	21.2	20.3	20.3
平成 25 年度	13.1	16.8	18.7	21.4	20.5	20.3
平成 26 年度	12.5	20.8	17.2	17.5	19.9	19.4
平成 27 年度	13.2	13.9	17.3	15.9	21.1	17.5
平成 28 年度	11.8	19.0	16.3	18.7	20.2	18.5
平成 29 年度	11.0	18.7	16.0	18.1	20.8	16.9

《 再生利用率の他市町との比較 》



○国、県との比較

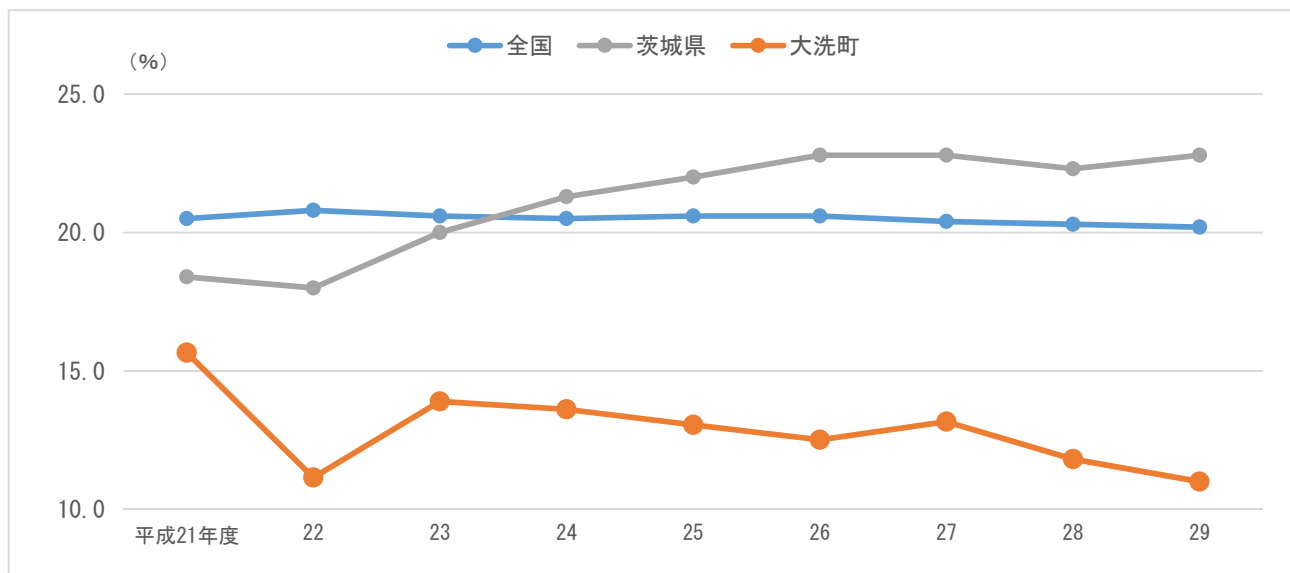
本町の再生利用率は全国及び茨城県と比べても低くなっています。

《 再生利用率の国、県との比較 》

単位：％

	大洗町	全国	茨城県
平成 21 年度	15.7	20.5	18.4
平成 22 年度	11.1	20.8	18.0
平成 23 年度	13.9	20.6	20.0
平成 24 年度	13.6	20.5	21.3
平成 25 年度	13.1	20.6	22.0
平成 26 年度	12.5	20.6	22.8
平成 27 年度	13.2	20.4	22.8
平成 28 年度	11.8	20.3	22.3
平成 29 年度	11.0	20.2	22.8

《 再生利用率の国、県との比較 》



(3) 最終処分

① 最終処分量

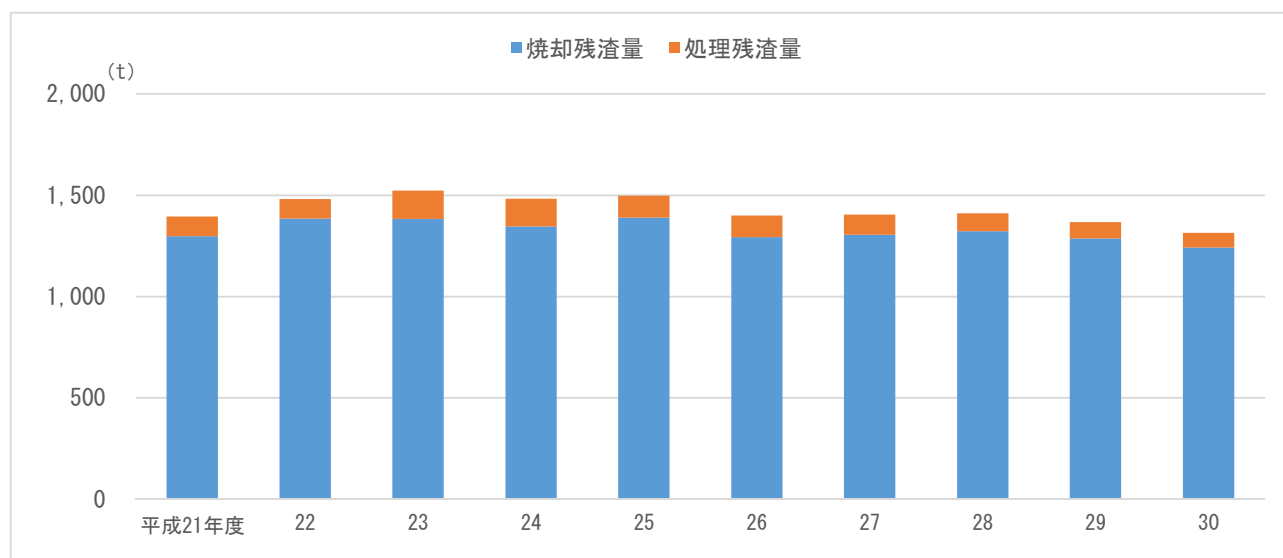
本町の焼却残渣量、処理残渣量とも減少し、最終処分量の減少傾向で推移しています。

《 最終処分量の推移 》

単位：t

	焼却残渣量	処理残渣量	合計
平成 21 年度	1,298	97	1,395
平成 22 年度	1,385	96	1,481
平成 23 年度	1,383	139	1,522
平成 24 年度	1,345	137	1,482
平成 25 年度	1,389	109	1,498
平成 26 年度	1,293	107	1,400
平成 27 年度	1,305	99	1,404
平成 28 年度	1,323	88	1,411
平成 29 年度	1,286	82	1,368
平成 30 年度	1,242	73	1,315

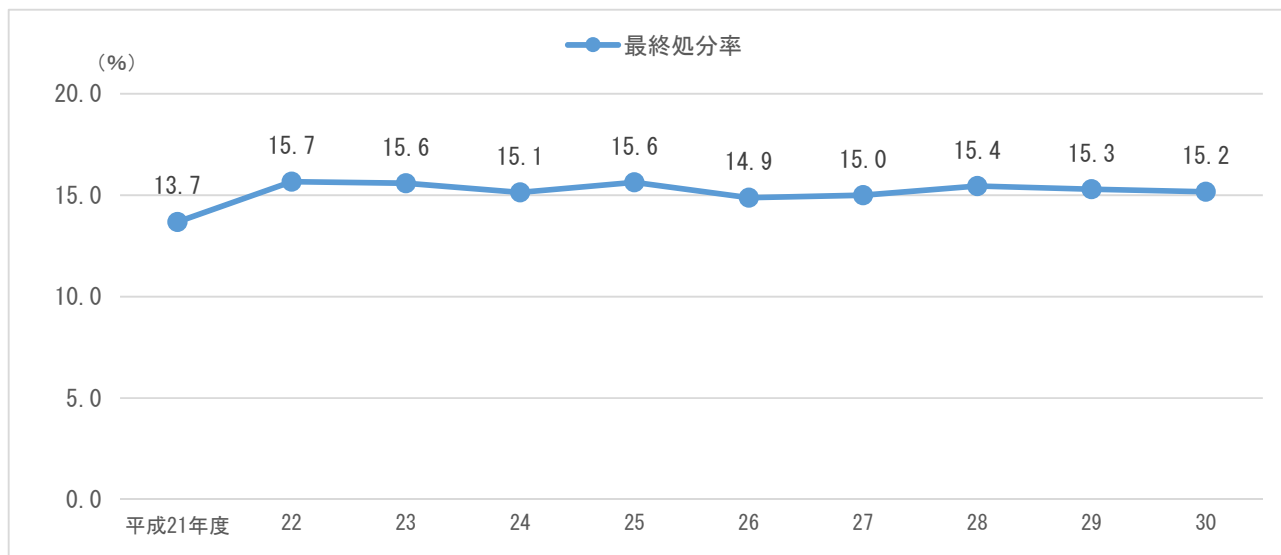
《 最終処分量の推移 》



② 最終処分率

本町のごみの総排出量と最終処分量が減少しているものの、最終処分率は横ばいで推移しています。

《 最終処分率の推移 》



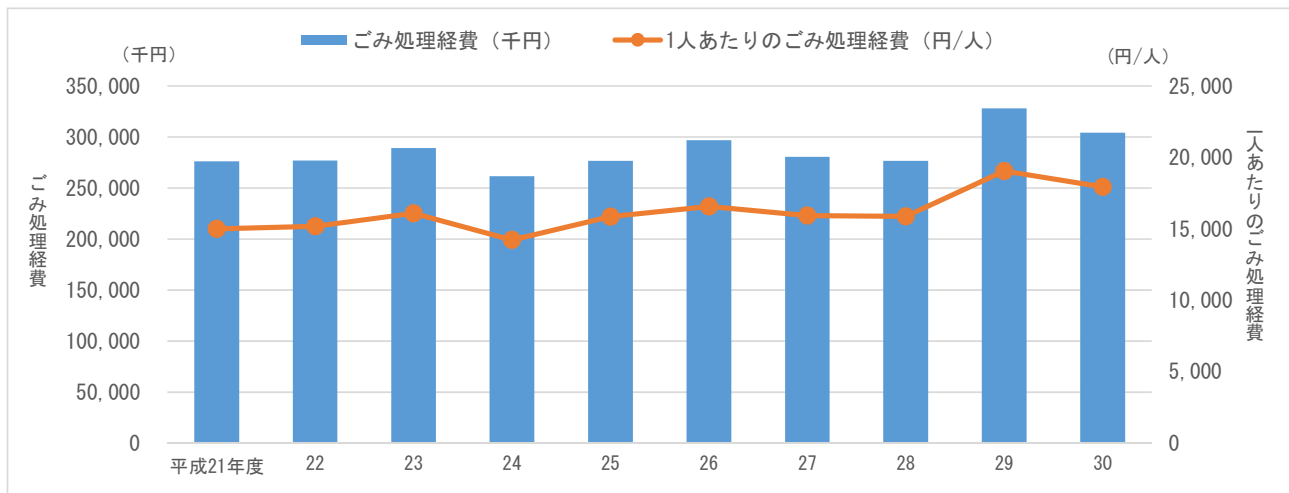
(4) ごみ処理経費

本町のごみ処理経費は年度によるばらつきがみられますが、増加傾向で推移しています。人口が減少傾向で推移しているため、1人あたりのごみ処理経費も増加傾向となっています。

《 ごみ処理経費の推移 》

	ごみ処理経費 (千円)	1人あたりのごみ処理経費 (円)
平成 21 年度	276,058	14,996
平成 22 年度	276,899	15,178
平成 23 年度	289,318	16,101
平成 24 年度	261,591	14,231
平成 25 年度	276,673	15,859
平成 26 年度	296,866	16,575
平成 27 年度	280,691	15,938
平成 28 年度	276,707	15,874
平成 29 年度	328,091	19,057
平成 30 年度	304,072	17,931

《 ごみ処理経費の推移 》



1-3 町民の廃棄物に関する意識調査

○対策の強化が必要だと思う環境問題

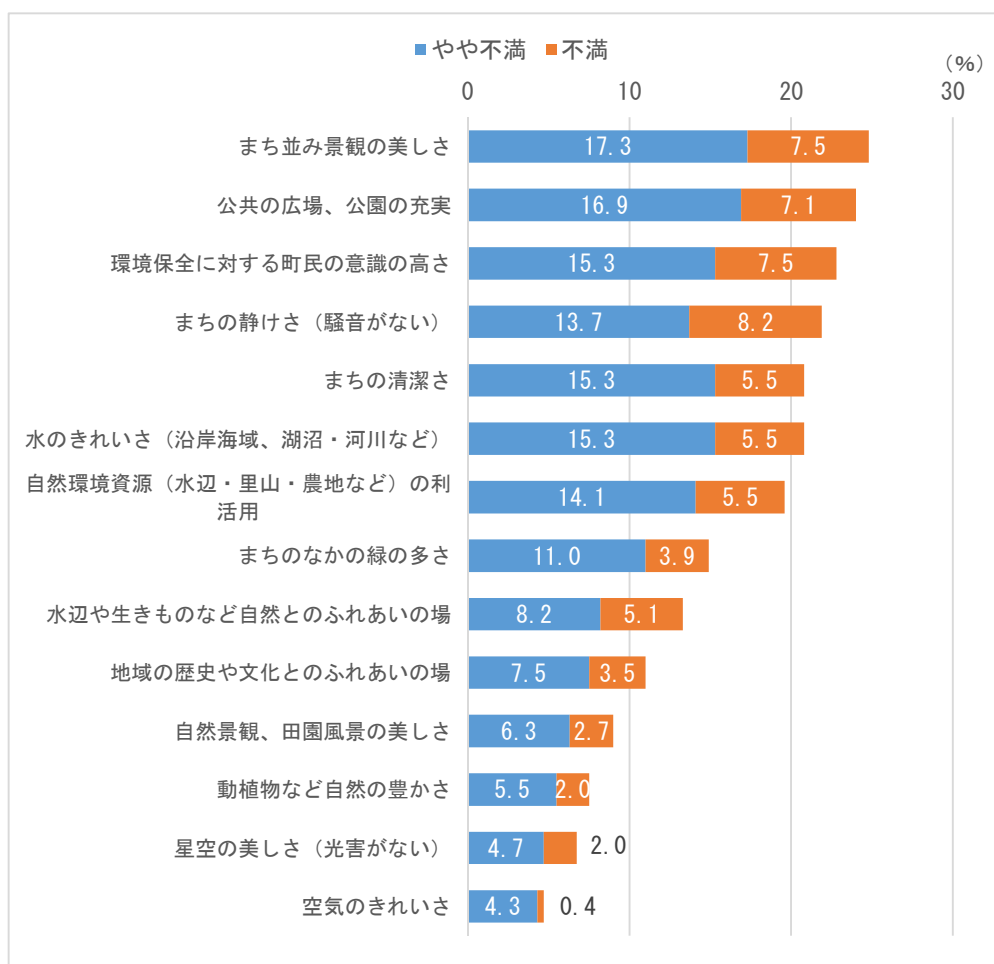
地球温暖化問題への対策を求める町民が多くなっています。また、沿岸海域や湖沼、河川などの水質汚濁、ごみの不法投棄、ごみの処理やリサイクルの問題への対策を求める町民も比較的多くなっています。



出典：第2次大洗町環境基本計画意識調査

○町の環境への満足度

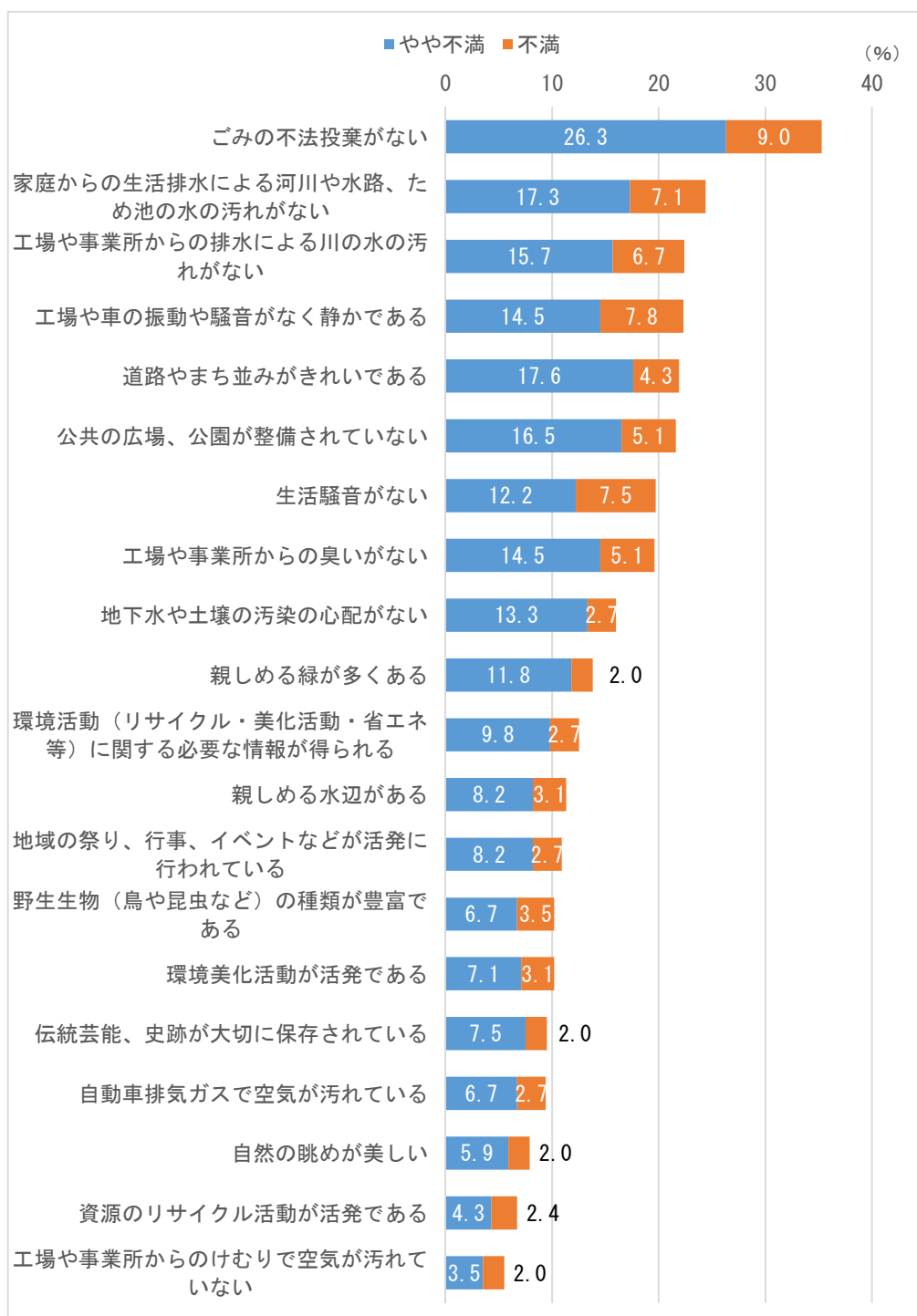
まち並み景観の美しさに対する不満が、最も高くなっています。また、まちの清潔さ、水のきれいさへの不満も比較的高くなっています。



出典：第2次大洗町環境基本計画意識調査

○身近な環境の満足度

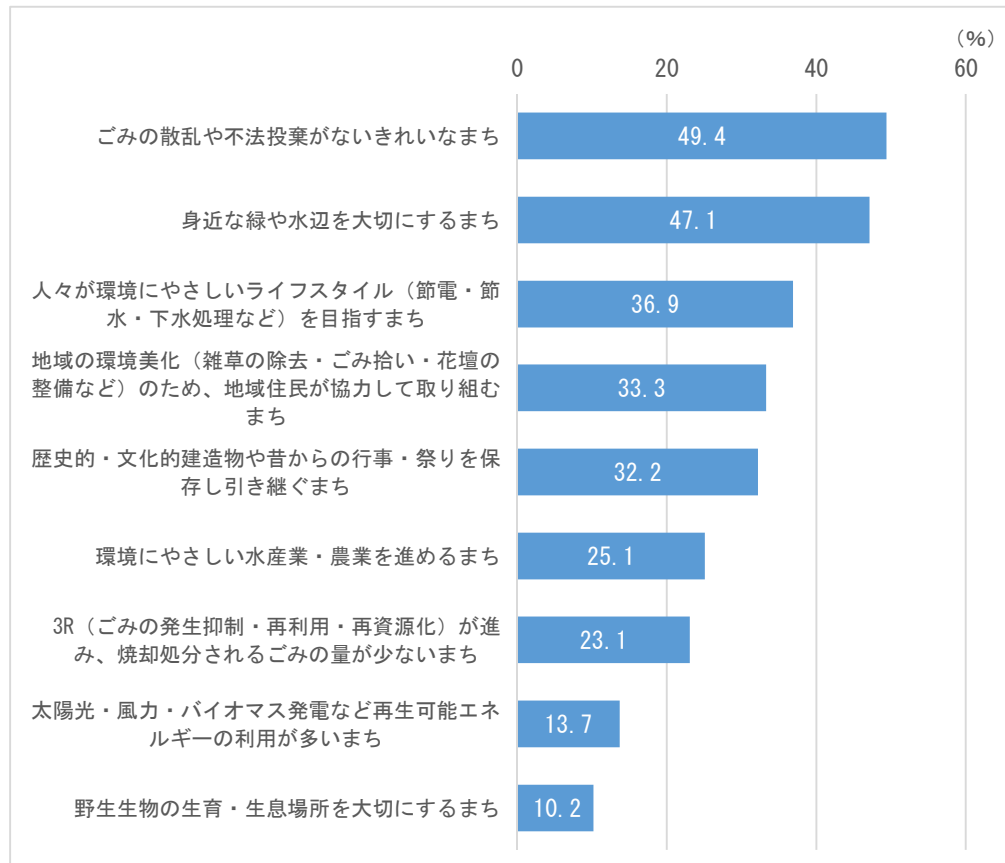
ごみの不法投棄や河川等の水の汚れに対する不満が高く、町民の関心の高さが見られます。



出典：第2次大洗町環境基本計画意識調査

○町の環境の将来像

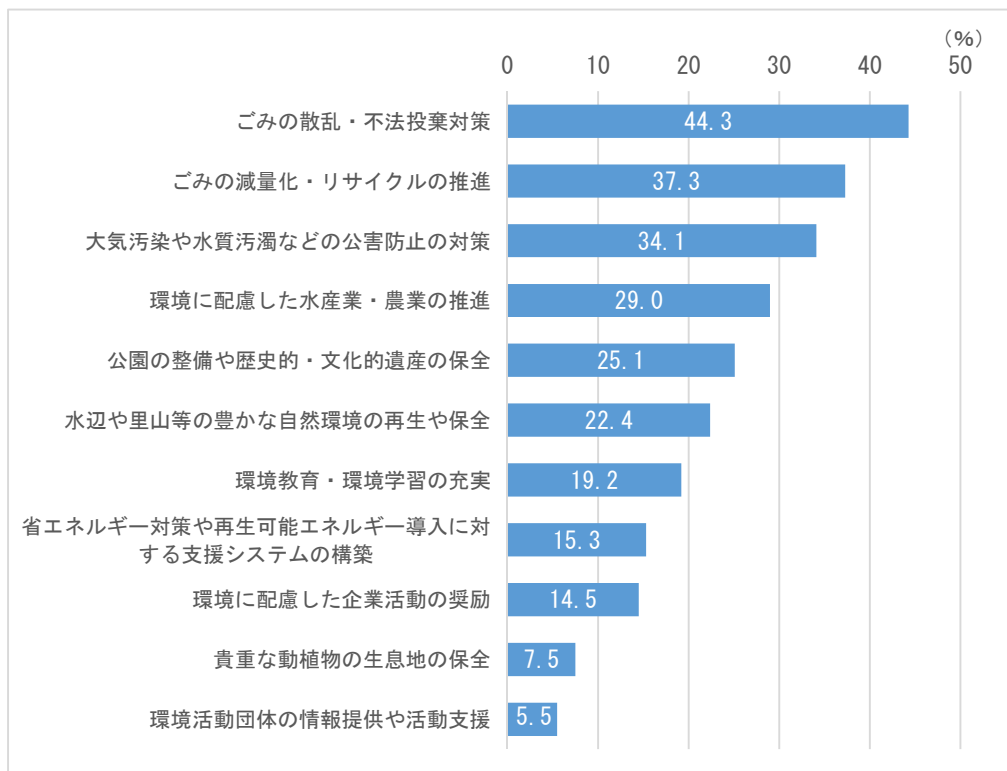
町民の身近な問題で関心が高いごみの散乱や不法投棄がないきれいなまちを望む声が多くなっています。



出典：第2次大洗町環境基本計画意識調査

○行政への要望

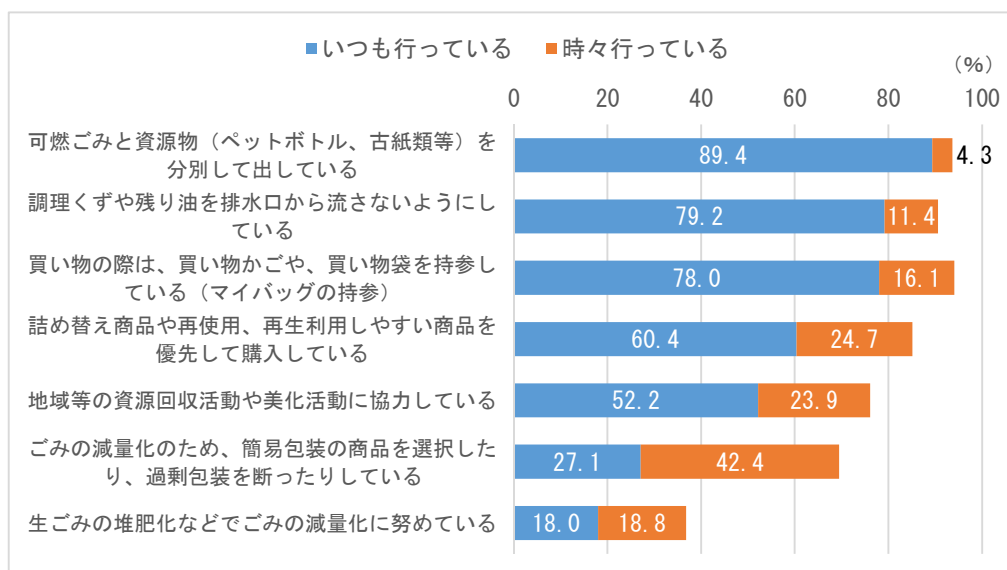
行政に望むこととして、ごみの散乱・不法投棄対策、ごみの減量化・リサイクルの推進を望む市民が多くなっています。市民と協働で行う廃棄物対策の実施を検討していく必要があります。



出典：第2次大洗町環境基本計画意識調査

○環境問題への取組の実施状況

ごみの減量化やリサイクルに取り組む市民が多くなっています。



出典：第2次大洗町環境基本計画意識調査

1-4 ごみ処理政策の動向

(1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものとして平成 30 年 6 月 19 日に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定しました。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、各主体との連携の下、環境保全を前提とし、3R の推進など国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を実行していくと定めています。

● 循環分野の課題

- 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興
- 大規模災害の頻発と対策の遅れ
- 国民の意識の変化（ものの豊かさ→心の豊かさ）
- 資源循環及び適正処理の担い手の確保

● 第四次循環型社会形成推進基本計画の構成

7 つの柱ごとに将来像、取組、指標を設定

◆ 持続可能な社会づくりとの統合的取組

（環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上）

- ◆ 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ◆ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ◆ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ◆ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ◆ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ◆ 循環分野における基盤整備
 - ① 情報の整備
 - ② 技術開発、最新技術の活用と対応
 - ③ 人材育成・普及啓発等

○4つの指標と目標値

	目標 2025 年	備考
資源生産性 ＝GDP/天然資源等投入量	約 49 万円/トン	2000 年度の 約 2 倍
入口側の循環利用率 ＝循環利用量/（天然資源等投入量+循環利用量）	約 18%	2000 年度の 約 1.8 倍
出口側の循環利用率 ＝循環利用量/廃棄物等発生量	約 47%	2000 年度の 約 1.3 倍
最終処分量（一般廃棄物）	約 300 万トン	2000 年度から 約 77%減

○一般廃棄物処理基本計画に関連する補助指標

補助指標	目標 2025 年
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850g/人/日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人/日
事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン

(2) 茨城県廃棄物処理計画

茨城県では、平成 28 年 3 月に第 4 次となる茨城県廃棄物処理計画を策定しています。

計画では、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携して、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用のできないものは適正な処分を確保するという『各主体が連携した循環型社会の形成』を基本理念とし、一般廃棄物の目標値を定めています。

循環型社会形成に向けた施策の方向性として、「3R の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「低炭素社会、自然共生社会への貢献」、「各主体の連携による取組の推進」をあげています。

一般廃棄物に関する施策は次の 5 つになります。

- 一般廃棄物多量排出事業者制度の推進
- 経済的手法の導入
- 在宅医療廃棄物の適正処理の推進
- 一般廃棄物処理施設の整備
- 浄化槽の普及と維持管理の徹底

《 茨城県の目標値 》

指 標		実績	目標	
		2012 年度 (平成 24 年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	
1 人 1 日当たりのごみ 排出量	g/人・日	1,002	919	平成 24 年度から約 8%削減
うち家庭系ごみ排出量	g/人・日	631	580	平成 24 年度から 約 8%削減
再生利用率	%	21.3	27	平成 24 年度から約 6 ポイント増加
最終処分量	千トン	102	88	平成 24 年度から約 14%削減

1-5 ごみ処理の課題

(1) ごみ排出量の削減

本町のごみ排出量及び1人1日あたりのごみ排出量は、減少傾向で推移していますが、1人1日あたりのごみ排出量は、全国や茨城県、近隣の市町及び県内の同規模の町と比べると多くなっています。また、本町は他の市町と比べて事業系ごみの割合が高くなっています。本町の主要産業は観光業であり、それが主な要因になっていることが考えられます。

町民の意識調査では、ごみ減量化への意識は高くなっており、1人1日あたりの家庭ごみ排出量は、減少傾向で推移し他市町との差も小さくなっています。

家庭ごみの減量を継続し、事業系ごみの減量化を図るため、新たな施策を検討する必要があります。

(2) ごみの再生利用率の向上

本町のごみの再生利用率は低下しており、全国や茨城県、近隣の市町及び県内の同規模の町と比べると低くなっています。

町民の意識調査では、ごみ資源化への意識は高くなっていますが、可燃ごみに含まれる紙類や布類の割合は高く、更なるごみの分別の徹底を図る必要があります。また、分別の品目の増加、資源化の推進を図るための処理施設を検討する必要があります。

(3) 最終処分量の低減

本町の最終処分量は減少傾向で推移しています。本町のごみの最終処分は、大洗、鉾田、水戸環境組合が保有する処分場で行っています。最終処分場の残余容量は少なくなっているため、ごみの減量、資源化を図り、最終処分量を減らしていく必要があります。

(4) 中間処理施設及び最終処分場の検討

本町のごみの中間処理及び最終処分は大洗、鉾田、水戸環境組合で行っていますが、中間処理施設は稼働から年数が経過しており、新たな施設の整備を検討する必要があります。

最終処分場は上項でも示したとおり、残余容量が少なくなっていることから、民間委託を含めた最終処分場の確保を検討する必要があります。

(5) ごみの適正処理

道路脇や人目につかない場所では、ごみの不法投棄やポイ捨てがみられます。町民の意識調査でもごみのポイ捨てや不法投棄への意識が高く、対策を求める声が多くなっています。

そのため、不法投棄やポイ捨ての防止に向けた意識啓発や監視などの対策を検討する必要があります。

2 ごみの将来予測

本町のごみ処理の現状に基づき、現在の状況が継続するものとして将来を予測します。

2-1 ごみ排出量

(1) 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量及び1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、減少傾向で推移すると予測されます。

《 1人1日あたりのごみ排出量の将来予測 》

単位：g/人・日

	1人1日あたりのごみ排出量	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量
令和2年度	1,392	804
令和6年度	1,388	796
令和11年度	1,384	787

(2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、減少傾向で推移すると予測されます。

《 事業系ごみ排出量の将来予測 》

単位：t

	事業系ごみ排出量
令和2年度	3,596
令和6年度	3,518
令和11年度	3,414

(3) ごみの総排出量

1人1日あたりのごみ排出量と人口から算出したごみの総排出量の将来予測は、減少傾向で推移すると予測されます。なお、人口の推計は、大洗町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の人口予測を用いています。

《 ごみの総排出量と人口の将来予測 》

	ごみ総排出量 (t)	人口 (人)
令和2年度	8,510	16,750
令和6年度	8,240	16,260
令和11年度	7,913	15,660

2-2 再生利用率

ごみの再生利用率は、僅かに減少傾向で推移すると予測されます。

《 再生利用率の将来予測 》

単位：％

	再生利用率
令和 2 年度	11.8
令和 6 年度	11.7
令和 11 年度	11.5

3 ごみ処理の方針

3-1 基本方針

本町の環境の上位計画である環境基本計画では、望ましい環境像に『ひとと自然が共生し 環境にやさしいまち 大洗』と定め、4つの基本目標の1つ「日常生活や事業活動において、地球環境を思いやる行動をしよう」の中に一般廃棄物の減量や資源化について記載されています。これらを踏まえ一般廃棄物処理基本計画の基本方針を定めます。

みんなで創る 自然と共生する循環型のまち

本町のかげがえのない環境を、次の世代に引き継いでいくため、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向け、町民・事業者・滞在者・町が連携して取り組んでいかなければなりません。

そのため、生産者は自ら生産する製品等について、使用され廃棄物となった後まで考えた生産活動を行うとともに、消費者は賢い選択と廃棄物を減らす消費行動を行い、特に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の最優先順位である「ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）」の推進を図ります。

3-2 施策の方針

●ごみの排出抑制、再使用、再生利用の推進

ごみを出さないこと（Reduce：リデュース）を最優先とし、使えるものは何度でも再使用（Reuse：リユース）、使えなくなってしまったものは資源として再生利用（Recycle：リサイクル）を行い、利用できないものを適正に処分を行う3Rに取り組みます。

●ごみの適正な処理・処分の推進

循環型社会の形成に向け、最適な収集運搬、中間処理、最終処分に継続して取り組みます。また、ごみのポイ捨てや不法投棄防止に向けた啓発や監視に取り組みます。

●ごみ処理施設の整備等に向けた関係機関との連携

本町のごみは大洗、銚田、水戸環境組合で処理を行っていますが、ごみ処理施設の整備等について関係機関と協議し進めていきます。

●町民・事業者・滞在者・町の連携

町民、事業者、町に加え本町を観光等で訪れる滞在者は、それぞれの役割と責任を果たすとともに、連携してごみの減量化、資源化、適正処分、環境美化に取り組みます。

3-3 各主体の役割

本計画に掲げる基本方針の実現に向け、町民、事業者、町及び滞在者が一体となり、それぞれの立場でできることを行い、相互に連携していくことが必要です。そのため、各主体の役割と連携を示します。

● 町民

町民は、自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化、資源化に向け、積極的に取り組むこととします。

また、町が実施する施策に積極的に協力するものとします。

● 事業者

事業者は、自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識するとともに、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済みのものの回収に努めます。

また、一般廃棄物と産業廃棄物を適切に分別するとともに、町民と同様に町が実施する施策へ積極的に協力するものとします。

● 滞在者

滞在者は、自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、町のルールに基づいたごみの減量化、資源化に協力するものとします。

● 町

町は、ごみの減量化、資源化に向け、町民、事業者、滞在者への普及啓発や情報の提供を行うとともに、町内の一般廃棄物の適正処理に努めます。

町も自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、ごみの減量化、資源化に取り組めます。

4 数値目標

循環型社会の形成に向け、第一にごみの発生を抑制し、次に再使用、再生利用を行い、どうしても使えないものは適正に処分を行うこととし、数値目標を設定します。

数値目標の基準年は平成 30 年度（2018 年度）とし、目標年を令和 11 年度（2029 年度）とします。

《 数値目標 》

項 目		基準年 (平成 30 年度)	中間年 (令和 6 年度)	目標年 (令和 11 年度)
1 人 1 日あたりのごみ排出量	g/人・日	1,400	1,330	1,260
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	842	790	740
事業系ごみ排出量	t	3,454	3,190	2,970
再生利用率	%	11.2	12.6	14.0
最終処分量	t	1,315	1,180	1,060

● 1 人 1 日あたりのごみ排出量

1 人 1 日あたりのごみ排出量は、現在のまま推移すると目標年度には 1,384g/人・日になると予測されます。

ごみ排出抑制に向けた各主体の取組の推進により、基準年から 10%削減した 1,260g/人・日を目標とします。

● 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量

1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は、現在のまま推移すると目標年度には 787g/人・日になると予測されます。

ごみ排出抑制に向けた家庭での日常生活の取組の推進により、基準年から 12%削減した 740g/人・日を目標とします。

● 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、現在のまま推移すると目標年度には 3,414t になると予測されます。

ごみ排出抑制に向けた事業者での取組の推進により、基準年から 14%削減した 2,970t を目標とします。

- 再生利用率

再生利用率は、現在のまま推移すると目標年度には基準年よりも低い 11.5%になると予測されます。

ごみ分別の徹底や品目の追加等の取組の推進により、基準年よりも高い 14.0%を目標とします。

- 最終処分量

ごみの減量、再生利用率が高くなることにより、最終処分量も減少すると考えられることから、基準年から 19%削減した 1,060t を目標とします。

5 排出抑制の施策

ごみの排出を抑制するためには、ごみの排出者である町民、事業者、滞在者、町のそれぞれがごみの減量に向けた意識の向上が必要です。町は排出抑制に向けた取組の普及や意識啓発などを推進します。

5-1 ライフスタイルや事業活動の見直しによるごみの減量化

(1) レジ袋の使用量削減

令和 2 年 7 月からコンビニエンスストアや小売店でのレジ袋無料配布が中止となるため、小売業者などの事業者レジ袋の無料配布中止の協力を求め、町民や滞在者へのマイバッグ持参の普及啓発を行います。

(2) 簡易包装の徹底

物を購入した時の包装によるごみの発生を削減するため、必要以上に過剰な包装を望まない、行わない取組を小売業者や町民、滞在者に啓発します。

(3) 詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進

普及が進んでいる詰め替え商品や繰り返し使えるリターナブル容器の使用を町民や事業者へに啓発を行います。

(4) マイボトルやマイはし等の利用促進

日常生活やイベントなどで使い捨ての容器などによるごみの減量を図るため、マイボトルやマイはしの利用を促します。

(5) 生ごみの減量

● 食品ロスの削減

作りすぎ、食べ残し、期限切れによる食品ロスの削減を図ります。食品ロスの現状や食品ロスがでないような取組に関する情報を町民や事業者へに提供します。

● 生ごみ処理容器購入費補助

生ごみの堆肥化や減量に向け、町民を対象にした生ごみ処理容器の購入補助制度を継続していくとともに、町民に向け補助制度の広報を行います。

● 生ごみの減量への日常的な取組の啓発

生ごみの約 80%が水分のため、水を切ることや食材を使い切るなどのエコクッキングのような日常的な取組の情報を提供します。

● 生ごみ排出事業者へのリサイクルの促進

生ごみを排出する事業者に独自のリサイクルルートの確保などを促進します。

● (6) レンタルやリースの利用促進

一時的に必要なものは、レンタルやリース制度の利用促進を啓発します。

● (7) 修理の促進

壊れてしまったものは修理して使い、ごみとしないよう促します。

● 5-2 エコショップ制度の普及啓発

茨城県では、ごみ減量化・リサイクル活動や環境にやさしい商品の販売に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。町内では現在 2 店舗が認定されています。今後も小売業者への参加を促し、認定店舗を増やすとともに、町民に「エコ・ショップ」の取組を紹介し、積極的な利用を促進します。

● 5-3 観光地でのごみの減量

観光地で提供するチラシ等の適正量の作成や飲食に伴う使い捨て食器等の簡素化を促します。

● 5-4 町の紙使用の削減

町で発行する広報紙等の紙使用量の削減や事務におけるペーパーレス化を検討します。

● 5-5 事業者のごみ減量

事業者から排出されるごみの産業廃棄物と一般廃棄物の区分けの徹底指導、多量排出者に対する減量化の指導を行います。

● 5-6 ごみ処理手数料等の検討

本町では、指定ごみ袋及びごみ処理券、処理手数料により、ごみ処理に係る費用の一部負担となる有料化を実施しています。今後も継続していきませんが、必要に応じ見直しを検討します。

● 5-7 ごみの排出抑制の啓発

ごみの排出量やそれにかかる経費などの本町の状況を、広報などで町民や事業者に情報提供し、意識の向上を図ります。

6 再使用・再生利用の施策

循環型社会を形成するためには、使えるものは何度でも使い、使えなくなってしまったものは資源として再生利用していかなければなりません。そのためには、ごみの排出者である町民、事業者、滞在者、町のそれぞれが再使用・再生利用に向けた意識の向上が必要です。町は取組の普及や意識啓発などを推進します。

6-1 ライフスタイルや事業活動の見直しによる再使用

(1) 繰り返し使える商品の選択

使い捨て商品ではなく、繰り返し使える商品の利用を促します。

また、イベントなどで飲食物を提供する事業者に、使い捨て容器ではなく、繰り返し使えるリユース食器の利用を促します。

(2) フリーマーケットなどの活用の啓発

古着や古物などの不要になったものは、フリーマーケット、リサイクルショップ、インターネット、スマートフォンのアプリなど活用し、必要としている人の手に渡るよう啓発します。

(3) 修理・修復の促進

故障や破損は、修理・修復を行い、物を大切にする心の醸成を促進します。

6-2 ライフスタイルや事業活動の見直しによる再生利用

(1) ごみの分別の周知徹底

ごみに含まれる資源をできる限り回収するため、広報などを繰り返し行い、排出者である町民、事業者への周知を図ります。

事業系ごみに含まれる紙類などの資源物の分別の徹底を指導するとともに、事業者独自のリサイクルルートの確保などを促進します。

(2) 小売業者による店頭回収の利用促進

小売業者が行う食品トレイ、紙パック、ペットボトル、乾電池などの資源物の店頭回収の情報を提供し利用を促します。

(3) 再生品の利用促進

再生品の積極的な利用を促進します。

6-3 拠点回収の拡充の検討

小型家電リサイクル法の対象となるデジタルカメラや携帯電話などは、町役場で回収を行っていますが、新たな回収場所の設置について検討します。

6-4 資源物の有効利用の推進

廃棄物となっている農産物や水産系残滓^{ざんし}、農業用廃プラスチック等、民間事業者の活用を含め有効利用を検討します。

6-5 新たな資源化の検討

本町では資源物として回収していないプラスチック類、剪定枝や落ち葉、生ごみなどは、再生利用の手法が確立されているため、今後、本町の状況を踏まえ資源化を検討します。

また、新たな法令や技術の進歩などにより、資源としての活用を行っていない品目で資源化が可能となったものについても、本町の状況を踏まえ資源化を検討します。

6-6 再使用、再生利用の啓発

再使用、再生利用の本町の状況を、広報などで町民や事業者へ情報提供し、意識の向上を図ります。

7 収集運搬の施策

本町のごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に町が委託して行い、資源物収集は町で委託した業者で行っています。今後もこの体制を継続していきますが、排出されたごみを生活環境の保全上、支障がないよう安全かつ確実に町民サービスの充実を図りながら、効率の良い収集運搬を行います。

7-1 適正な収集運搬体制の確保

(1) 収集頻度及び収集運搬方式

現在の収集頻度、収集運搬方式を継続します。今後、社会情勢やライフスタイルの変化、収集量の大きな変動、分別品目の変更など必要に応じ、見直しを図ります。

(2) 高齢者や障がい者への対応

ひとり暮らしの高齢者の増加や障がい者など、ごみの搬出が困難な人へのごみ戸別収集のあり方について検討します。

7-2 ごみ集積場所の管理

地域で決めたごみの集積場所や資源リサイクルステーションのごみ出しルール の周知やごみの散乱防止など集積場所利用者相互による管理を促進します。

7-3 自己搬入ごみへの対応

事業系ごみ及び多量に発生した家庭系ごみの大洗、鉾田、水戸環境組合への直接搬入は、これまでどおりの受け入れができるよう、連携を図っていきます。

7-4 処理困難物への対応

大洗、鉾田、水戸環境組合で適正な処理が困難なものについては、購入した店舗や専門の処理業者へ処分を依頼するなどの周知を行っています。また、家電リサイクル法に関連する品目も、その処理方法について周知を行っています。今後も適正な処理に向け、継続した周知を図ります。

● 処理困難物

家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン、消火器、原付・軽二輪・小型二輪車、薬品、塗料、漁網、農機具、農業用ビニール、建築廃材、バッテリー、タイヤ、ガスボンベ、ピアノ、コンクリート、土・砂・瓦・灰

7-5 特別管理一般廃棄物への対応

特別管理一般廃棄物は、町で取り扱わないため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が処理業者に委託し、適正に処理するものとします。また、在宅医療により家庭から排出される注射針などについては、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等により処理するものとします。

7-6 不用品回収業者や無許可業者への対応

許可のない業者が家庭から排出されるごみを回収するなどし、適正な処理が実施されないことがあります。そのため、家庭ごみの正しい処分の仕方について町民に周知します。

8 中間処理の施策

本町のごみは、大洗、鉾田、水戸環境組合の焼却施設及び粗大ごみ処理施設で処理しています。また、家庭系の資源物は、民間の再生業者で資源化を行っています。

今後も中間処理は大洗、鉾田、水戸環境組合の施設で、資源化は民間の再生業者での資源化を継続していきます。しかし、中間処理施設は稼働年数が経過していることから、新たな施設の整備については、鉾田市と今後のありかたについて協議し進めていきます。

9 最終処理の施策

本町のごみの最終処分は、大洗、鉾田、水戸環境組合が保有する最終処分場で行っています。今後も最終処分は、最終処分量の減量を図りながら現在の方法を継続します。しかし、最終処分場の残余容量は少なくなっていることから、民間委託を含めた最終処分の確保を関係機関と協議し進めていきます。

10 その他の施策

10-1 環境学習・環境教育の推進

ごみの排出抑制、再使用、再生利用の3Rへの意識向上を図るため、大洗、鉾田、水戸環境組合の処理施設や最終処分場を活用するとともに、町民一人ひとりが環境に関心を持ち、行動できるような広報やイベントでの展示などを含めた環境学習・環境教育を推進します。

10-2 環境美化活動の推進

清潔なまちづくりに向け、クリーンアップ大洗などの清掃活動やボランティアによる清掃活動を推進します。

10-3 不法投棄防止対策の推進

不法投棄防止に向け、不法投棄監視員など関係機関と連携した監視の強化、不法投棄防止看板や監視カメラの設置などによる不法投棄の未然防止を図ります。町民や事業者に対し所有する土地の適正管理について協力を求め、不法投棄されにくい環境づくりを進めます。

また、不法投棄が発生した場合には、県や警察等の関係機関と連携を図り適切な対応を行います。

10-4 野焼き禁止の徹底

野焼きの禁止について、町民、事業者への周知を図ります。

10-5 災害廃棄物対策

災害の発生に備えるため、国、県など関係機関との連携や地方公共団体間の相互支援体制の整備など、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

また、災害により廃棄物が発生した場合、町の地域防災計画や国、県の処理方針に従い、迅速かつ適切に対処し、町民生活の早期復旧に努めます。

第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の状況

1-1 生活排水処理の現状

本町のし尿と生活排水は、公共下水道、コミュニティプラント、浄化槽で行っています。浄化槽には、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽とし尿のみを処理する単独処理浄化槽があります。

本町の公共下水道は、生活雑排水とし尿を那珂久慈浄化センターで処理し、処理水は太平洋へ放流しています。

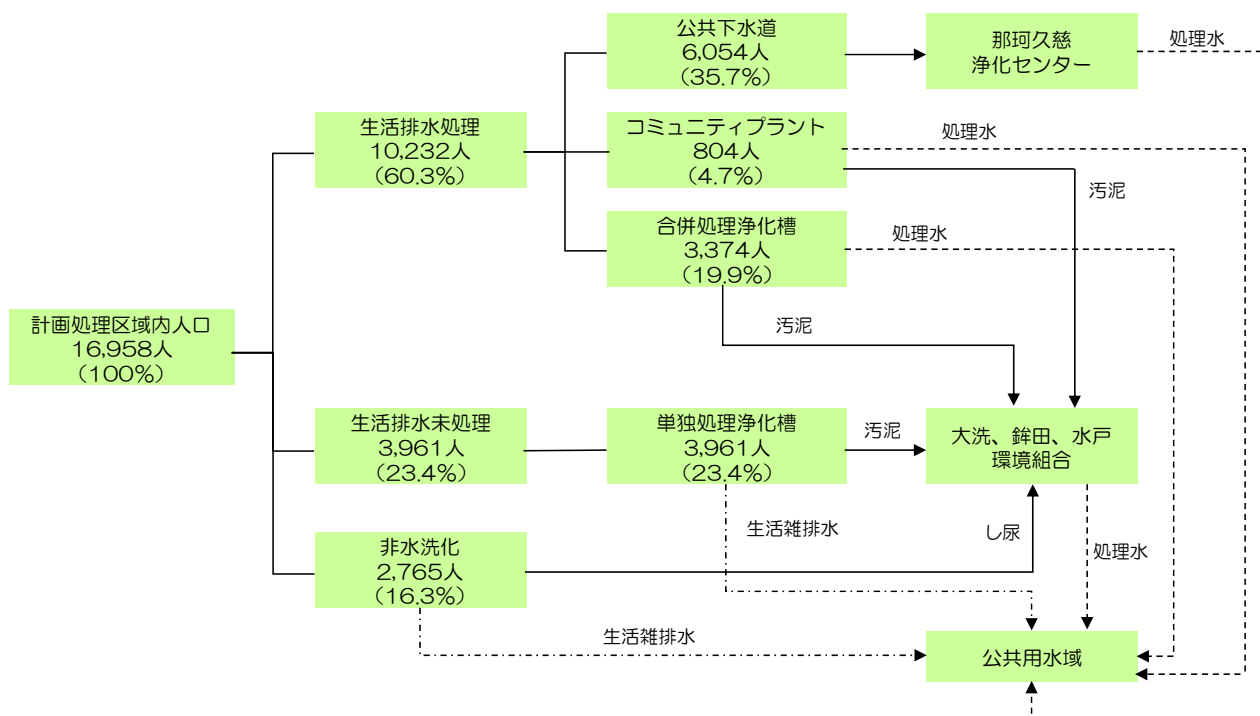
コミュニティプラントは、下水道の計画区域外に設置される小規模な処理施設で生活雑排水とし尿の処理を行い、処理水を公共用水域に放流しています。

浄化槽は、下水道の計画区域外の個々の家庭で設置し、処理水を河川等に排水しています。

し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新たな設置は、法律で認められていません。また、既存の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換が求められています。

非水洗化は、し尿は汲み取りで処理し、生活雑排水は公共用水域等に排水しています。

《 生活排水処理の現状：平成 30 年度 》



1-2 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理施設ごとの人口

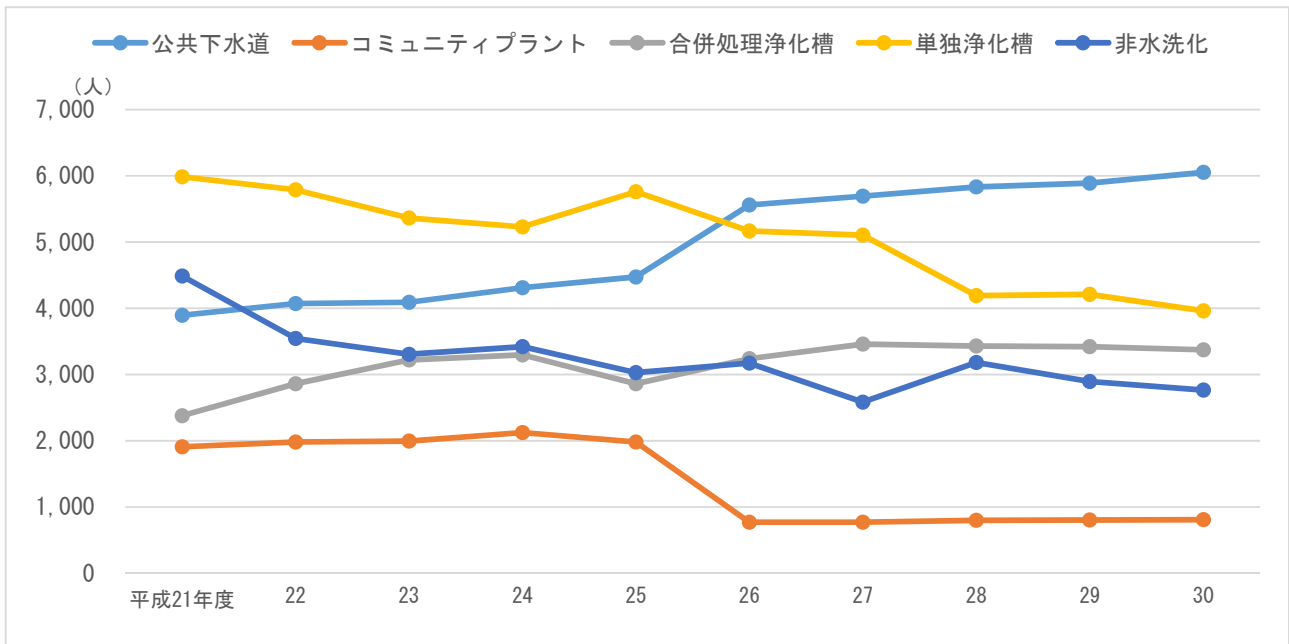
公共下水道、合併処理浄化槽は増加し、単独処理浄化槽、非水洗化は減少し、水洗化・生活雑排水処理人口は増加しています。

《 生活排水処理施設ごとの人口の推移 》

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画処理区域内人口	18,649	18,243	17,969	18,382	18,102
水洗化・生活雑排水処理人口	8,176	8,908	9,302	9,729	9,312
公共下水道	3,892	4,069	4,091	4,312	4,472
コミュニティプラント	1,906	1,977	1,992	2,123	1,981
合併処理浄化槽	2,378	2,862	3,219	3,294	2,859
水洗化・生活雑排水未処理人口	5,987	5,789	5,363	5,231	5,762
単独処理浄化槽	5,987	5,789	5,363	5,231	5,762
非水洗化人口	4,486	3,546	3,304	3,422	3,028
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画処理区域内人口	17,910	17,611	17,431	17,216	16,958
水洗化・生活雑排水処理人口	9,570	9,922	10,057	10,111	10,232
公共下水道	5,561	5,695	5,831	5,891	6,054
コミュニティプラント	770	767	797	801	804
合併処理浄化槽	3,239	3,460	3,429	3,419	3,374
水洗化・生活雑排水未処理人口	5,169	5,105	4,191	4,210	3,961
単独処理浄化槽	5,169	5,105	4,191	4,210	3,961
非水洗化人口	3,171	2,584	3,183	2,895	2,765
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

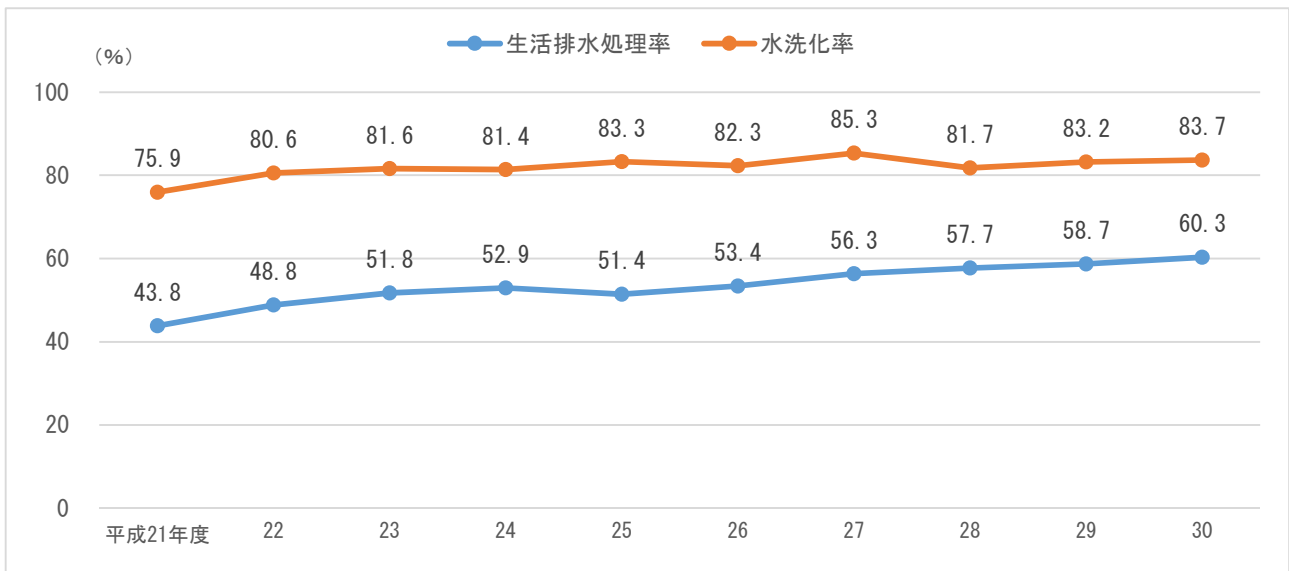
《 生活排水処理実績の推移 》



(2) 生活排水処理率、水洗化率の推移

生活排水処理率、水洗化率とも上昇していますが、生活排水処理率は約6割と人口の半分を少し超えた程度となっています。

《 生活排水処理率、水洗化率の推移 》



※ 生活排水処理率＝（水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口）×100

水洗化率＝（（水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷計画処理区域内人口）×100

1-3 生活排水処理施設の整備状況

(1) 公共下水道

本町の公共下水道は、大洗町公共下水道事業計画に基づき整備を行っています。平成元年から事業を開始し、平成 30 年 3 月末現在供用開始面積が 233.40ha となっています。

また、本町の公共下水道が接続する那珂久慈流域下水道は、9 市町村と 1 組合で構成され那珂久慈浄化センターで処理されています。

《 公共下水道普及状況 》

	処理区域面積 (ha)	処理区域内人口 (人)	下水道接続人口 (人)	下水道接続率 (%)
平成 25 年度	176.1	8,052	4,472	55.5
平成 26 年度	211.5	9,255	5,561	60.1
平成 27 年度	220.4	9,353	5,695	60.9
平成 28 年度	226.7	9,330	5,831	62.5
平成 29 年度	228.4	9,268	5,891	63.6
平成 30 年度	233.4	9,331	6,054	64.9

《 那珂久慈流域下水道の概要 》

関係市町村	水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町、東海村、ひたちなか・東海広域事務組合
計画人口	293,531 人
計画面積	12,154.8ha
計画処理水量	187,500m ³ /日（日最大）
処理場名称	那珂久慈浄化センター
事業開始年度	昭和 52 年度
使用開始	平成元年 4 月

(2) コミュニティプラント

本町では、小松原地区・和銅地区・東光台地区・磯道地区の4地区でコミュニティプラントを設置しています。

処理地区	小松原地区	和銅地区	東光台地区	磯道地区
供用開始	昭和 52 年	昭和 53 年	昭和 58 年	平成 2 年
処理方法	長時間ばっ気式	長時間ばっ気式	長時間ばっ気式	長時間ばっ気式
処理世帯・事業所 (組合員数)	29	155	31	151

* 平成 31 年 3 月末現在

(3) 合併処理浄化槽

公共下水道事業計画区域を除く区域で合併処理浄化槽による生活排水処理を推進しています。単独処理浄化槽及び非水洗化（汲み取り便所）からの転換には補助を行っています。

1-4 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、処理施設の種類によって異なります。

処理施設の種類	処理主体	対象となる生活排水の種類
公共下水道	大洗町	し尿・生活雑排水
コミュニティプラント	大洗町・各組合	し尿・生活雑排水
合併処理浄化槽	個人	し尿・生活雑排水
単独処理浄化槽	個人	し尿

2 し尿・汚泥処理の現状

2-1 し尿・汚泥処理の実績

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽からの汚泥と非水洗化世帯からのし尿は、どちらも減少傾向で推移しています。近年は浄化槽汚泥の量がし尿を上回っています。

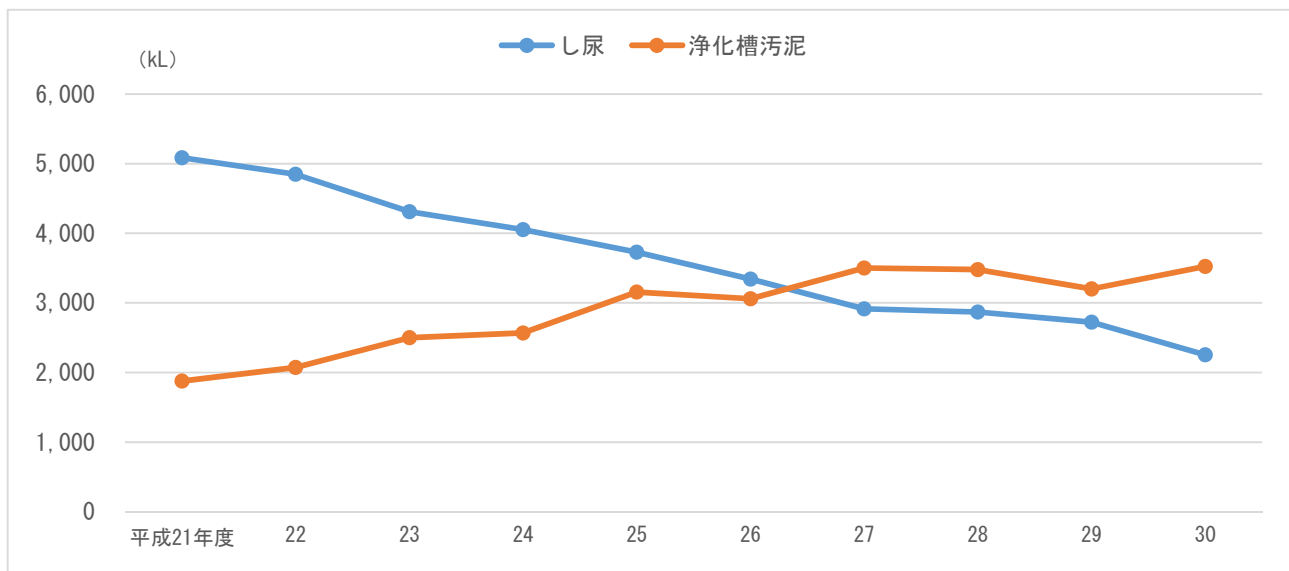
し尿、汚泥の処理は、大洗、鉾田、水戸環境組合の施設で処理を行っています。

《 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 》

単位：kL

	し尿	浄化槽汚泥
平成 21 年度	5,084	1,875
平成 22 年度	4,848	2,072
平成 23 年度	4,312	2,501
平成 24 年度	4,052	2,569
平成 25 年度	3,730	3,157
平成 26 年度	3,342	3,058
平成 27 年度	2,913	3,501
平成 28 年度	2,870	3,479
平成 29 年度	2,722	3,202
平成 30 年度	2,255	3,524

《 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 》



《 処理施設の概要 》

施設名称	大洗、鉾田、水戸クリーンセンター
所在地	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4287 番地
竣工	昭和 58 年度
処理能力	80kL/日
処理方式	低希釈二段活性汚泥法＋高度処理

2-2 し尿・汚泥収集運搬

本町のし尿、汚泥の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者で行っています。

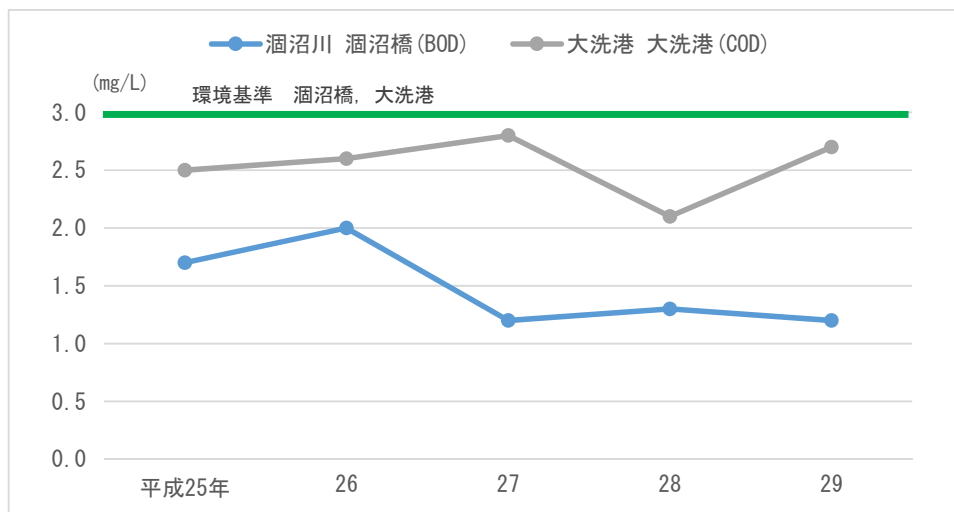
3 水質保全に関する状況

茨城県では本町を流れる涸沼川及び大洗港で水質調査を実施しています。水の汚れの指標である生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）は、環境基準以下となっています。

《 水質調査結果の推移 》

	涸沼川 涸沼橋	大洗港
平成 26 年度	2.0	2.6
平成 27 年度	1.2	2.8
平成 28 年度	1.3	2.1
平成 29 年度	1.2	2.7
平成 30 年度	1.1	2.1
環境基準	B 類型 BOD 3mg/L	B 類型 COD 3mg/L

《 水質調査結果の推移 》



4 生活排水処理の課題

本町の生活排水処理率は年々上昇し、平成 29 年度は 58.7%となっています。しかし、茨城県の平成 29 年度生活排水処理率は 84.0%となっており、本町はそれを下回っている状況です。未処理の生活雑排水の河川等への排出は、公共用水域の水質汚濁の要因となっています。また、海域では事業所などからの排水が要因とされる水質汚濁も問題となっています。

本町は海に面しており、河川等の水質悪化は海の水質悪化につながり、主要産業である観光業、水産業、農業に影響を与えることも懸念されます。

河川や海の水質を維持し、生活環境の保全に向け、生活排水処理施設の整備、生活排水処理率の向上を目指していく必要があります。

5 生活排水処理の方針

5-1 基本方針

本町の環境の上位計画である環境基本計画では、4つの基本目標の1つに「快適で安心して暮らせるよう きれいな空気や水を育み、清潔なまちにしていこう」と定めています。その中の環境施策の方向の1つを生活排水処理基本計画の基本方針とします。

清らかな水がながれ 豊かな海を育むまち

清らかな水の流れと豊かな海は、町民や本町を訪れる観光客のやすらぎの場となっています。これらを維持し良好な水環境を確保するため、生活排水処理施設の整備を計画的に推進するとともに、生活排水処理の重要性を普及啓発による処理率の向上を目指します。

5-2 施策の方針

● 公共下水道による処理の推進

公共下水道供用開始区域内の接続向上を目指し、未接続家庭等に向け普及啓発を行います。

● 合併処理浄化槽への転換の推進

公共下水道区域外では、合併処理浄化槽による生活排水処理を進めるため、水洗化・生活雑排水未処理及び非水洗化家庭等に向け、普及啓発を行います。

6 処理の目標

基本方針に基づき、生活排水処理施設の整備と接続及び設置を推進し、生活排水処理率の向上を目指し、数値目標を設定します。

数値目標の基準年は平成 30 年度（2018 年度）とし、目標年を令和 11 年度（2029 年）とします。

《 生活排水処理の目標 》

	基準年 (平成 30 年度)	中間年 (令和 6 年度)	目標年 (令和 11 年度)
生活排水処理率	60.3%	66.3%	72.3%

《 生活排水処理形態別目標の内訳 》

単位：人

	基準年 (平成 30 年度)	中間年 (令和 6 年度)	目標年 (令和 11 年度)
計画処理区域内人口	16,958	16,260	15,660
水洗化・生活雑排水処理人口	10,232	10,780	11,320
公共下水道	6,054	6,900	7,480
コミュニティプラント	804	380	50
合併処理浄化槽	3,374	3,500	3,790
水洗化・生活雑排水未処理人口	3,961	2,910	2,090
単独処理浄化槽	3,961	2,910	2,090
非水洗化人口	2,765	2,570	2,250
計画処理区域外人口	0	0	0

7 生活排水処理施設整備の施策

7-1 公共下水道

公共下水道は、事業計画に基づき整備を行っていきます。公共下水道の供用区域内では、接続率の向上を図るため、供用開始区域内の住宅や事業所等に個別訪問や文書等により下水道への接続を啓発します。また、下水道への接続に関する補助制度の活用を促進します。

7-2 コミュニティプラント

本町では、小松原地区・和銅地区・東光台地区・磯道地区の4地区でコミュニティプラントを設置しています。

東光台地区は既に公共下水道を整備しているため、未接続世帯に対して個別訪問や文書等により接続を啓発するとともに、コミュニティプラントの廃止に向けて取り組んでいきます。他の3地区については、公共下水道の整備に向けて取り組み、公共下水道に切り替えた後にコミュニティプラントを順次廃止する計画で検討していきます。

なお、大貫台地区（市街化調整区域内）においては、自然と調和した市街地整備を進めるにあたり、コミュニティプラントの整備も含めて検討します。

7-3 合併処理浄化槽

公共下水道、コミュニティプラントの区域外では、単独処理浄化槽及び非水洗化を設置している住宅や事業所等の合併処理浄化槽への転換を広報等により啓発します。転換を促進するための補助制度についても広報していきます。

合併処理浄化槽の機能を確保し、良好な処理水質を維持するため、定期的な保守点検、清掃及び検査の実施など、設置者に対し適正な維持管理の啓発を図ります。

8 し尿・汚泥の処理の施策

本町のし尿及び汚泥の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者で行っています。今後も継続していきますが、迅速かつ衛生的に収集運搬を行えるよう協力していきます。

9 中間処理の施策

本町のし尿及び汚泥の中間処理は、合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿は減少し、汚泥は増加していくと想定され、今後も大洗、鉾田、水戸環境組合で実施していきます。

しかし、処理施設は稼働年数が経過していることから、環境負荷の低減に向けた新たな施設の整備を関係機関と協議し進めていきます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

1-1 大洗町環境審議会

本町の環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「大洗町環境審議会」において、本計画の廃棄物処理のあり方や廃棄物の減量及びリサイクル推進の方策に関し、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について提言等を行います。

1-2 大洗町環境保全推進委員会

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁舎内に「大洗町環境保全推進委員会」を設置し、計画の施策や事業の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。また、計画の進行管理、情報収集及び情報発信を行います。

2 計画の進行管理

2-1 計画の周知

ごみの排出抑制、再使用、再生利用を推進し、本計画の目標を達成していくためには、町民、事業者、町が協働で取り組んでいく必要があります。そのため、本計画を広報やホームページなどで公開し、積極的な周知に努めます。

また、本計画の進捗やごみ処理状況などの情報を公開します。

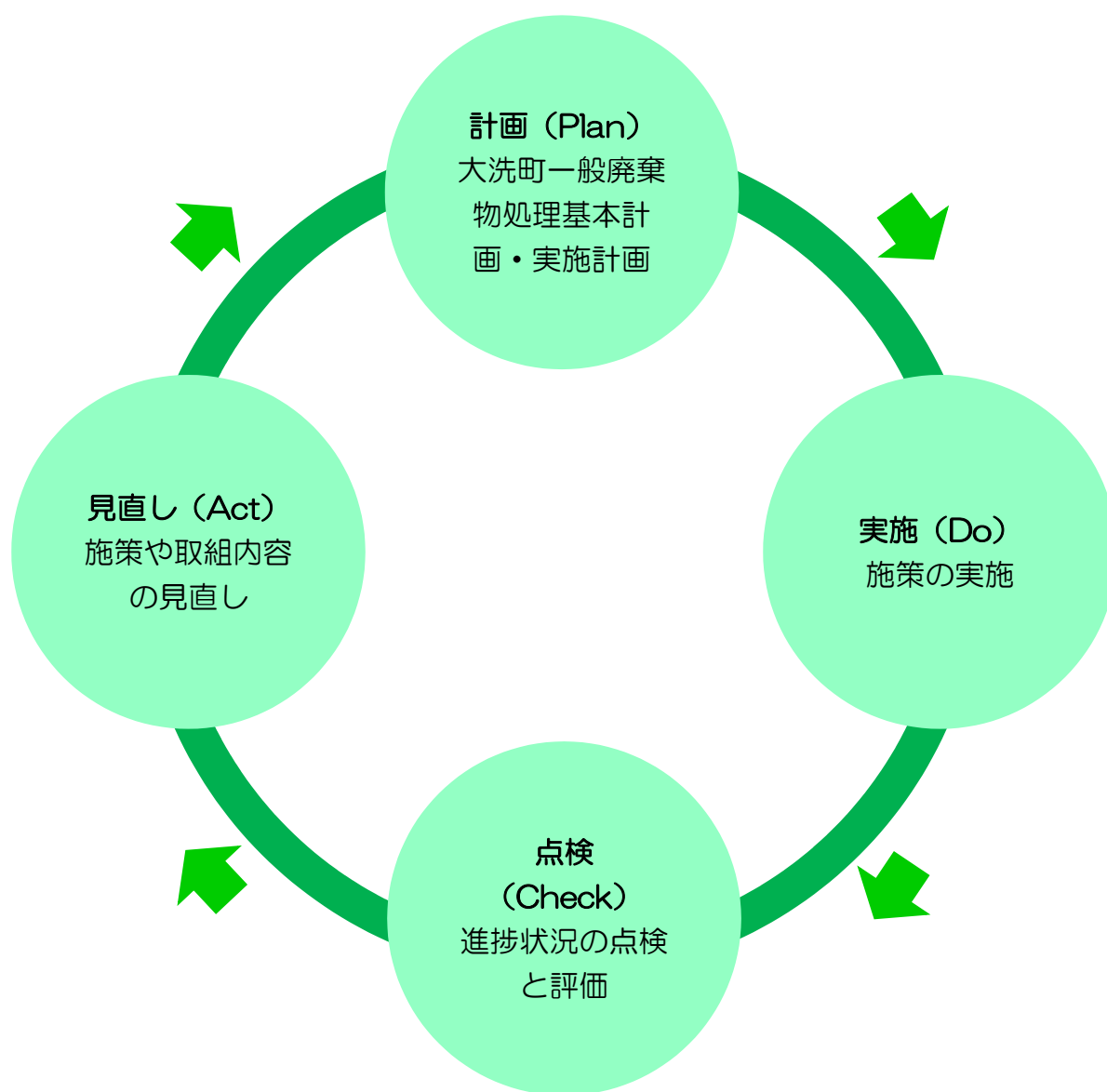
2-2 実施計画等の策定

本計画に掲げる目標の達成に向け、計画の方針や施策をより具体化した一般廃棄物処理実施計画を策定します。また、資源ごみの分別収集については、分別収集計画を策定します。

2-3 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Act)という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、毎年度、数値目標の指標について実績評価を行い、施策の改善を図ります。

《 PDCAサイクルのイメージ 》



資料 1 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例

大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例

(平成 20 年 12 月 25 日条例第 38 号)

改正 平成 21 年 9 月 28 日条例第 19 号 平成 27 年 9 月 3 日条例第 27 号
平成 29 年 6 月 8 日条例第 18 号

大洗町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 4 年大洗町条例第 6 号）の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 この条例は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔な生活環境の確保について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

(町の責務)

第 3 条 町は、一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、一般廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等に関する必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 町は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し町民の自主的な活動の促進及び支援に努めなければならない。

3 町は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し町民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。ただし、住居と併用の事業所が少量の事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外の事業系廃棄物)を排出する場合は、家庭系一般廃棄物とともに町が回収することができる。

2 事業者は、廃棄物の発生の抑制、再利用の推進等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、廃棄物の排出の抑制、再利用の推進等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 町民は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する町の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第 6 条 町は、一般廃棄物の減量及び処理を総合的かつ計画的に推進するため、法第 6 条の規定により一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

2 町長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は当該計画を変更したときは、これを公表しなければならない。

(町が行う廃棄物の減量及び処理)

第 7 条 町は、一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないよう、一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2 町は、再利用の対象となる資源物(以下「資源物」という。)の回収等を行うことにより一般廃棄物の減量に努めなければならない。

3 町長その他の執行機関は、再生品の使用等により自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(集積所の設置)

第8条 町は、町民が共同で設置し、町長が認める集積所に出された一般廃棄物を回収しなければならない。

(一般廃棄物の処理手数料)

第9条 町が行う一般廃棄物の処理に係る手数料は、別表のとおりとする。

[別表第1] (省略)

(一般廃棄物の収集)

第10条 町が行う一般廃棄物の収集は、規則で定めるところにより行う。

[別表第1] (省略)

(町民が行う一般廃棄物の減量及び処理)

第11条 町民が一般廃棄物を排出するときは、町が指定するごみ処理袋、ごみ処理券又は粗大ごみ処理券を使用しなければならない。

2 町民が一般廃棄物を排出するときは、町の定める方法により排出しなければならない。

3 町民は、集積所を清潔にしておかなければならない。

4 町民は、一般廃棄物を分別して排出するとともに、集団によって町の資源物回収に協力しなければならない。

(資源物の所有権)

第12条 前条第4項の規定に基づき集積所に出された資源物の所有権は、町に帰属する。

2 町長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

3 町長は、前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬した者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(廃棄物運搬事業者等の協力)

第13条 町は、一般廃棄物の減量を促進するため、廃棄物運搬事業者及び廃棄物処理事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

2 町は、火災、水害、地震その他の災害により多量のごみが発生したときは、廃棄物運搬事業者及び廃棄物処理事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

(投棄の禁止)

第14条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(清潔の保持)

第15条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、規則で定める。

【諮問書】

大洗町環境審議会諮問書

大 生 諮 問 第 1 号

令和 2 年 2 月 7 日

大洗町環境審議会

会長 今村 和章 様

大洗町長 小谷 隆亮

大洗町一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

大洗町一般廃棄物処理基本計画策定にあたり大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例第 6 条に基づき諮問いたします。

【答申書】

令和 2 年 3 月 25 日

大洗町長 小谷 隆亮 様

大洗町環境審議会

会長 今村 和章

大洗町一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和 2 年 2 月 7 日付け大生諮問第 1 号で諮問のありました大洗町一般廃棄物処理基本計画について、当審議会において専門的な見地や町民としての視点のもと、慎重なる審議を重ねた結果、適切であると認めましたので、別添「大洗町一般廃棄物処理基本計画」のとおり答申いたします。

循環型社会の形成に資するため、今後、一般廃棄物処理行政の推進にあたっては、本計画の基本方針に沿った施策に積極的に取り組み、計画内容の実現が図られるよう要望いたします。

資料 3 計画策定の経過

年月日	会議概要
令和元年 8 月 28 日	第 1 回大洗町一般廃棄物処理基本計画策定委員会 ・大洗町のごみの現状について ・大洗町民の廃棄物に関する意識について
令和元年 10 月 31 日	第 2 回大洗町一般廃棄物処理基本計画策定委員会 ・大洗町一般廃棄物処理基本計画の目標と施策について
令和 2 年 1 月 23 日	第 3 回大洗町一般廃棄物処理基本計画策定委員会 ・大洗町一般廃棄物処理基本計画の素案について
令和 2 年 2 月 7 日	第 1 回大洗町環境審議会 ・大洗町一般廃棄物処理基本計画（案）について
令和 2 年 2 月 28 日～ 令和 2 年 3 月 18 日	大洗町一般廃棄物処理基本計画（案）の パブリックコメントの実施
令和 2 年 3 月	大洗町一般廃棄物処理基本計画（案）の答申



環境審議会

資料 4 大洗町環境審議会委員名簿

(敬称略)

役員名	所属及び役職名	氏名
会長	大洗町議会議員	今村 和章
副会長	大洗地区潟沼浄化対策協議会会長	小野瀬 優
委員	大洗町観光協会会長	大里 明
委員	大洗町漁業協同組合代表理事組合長	飛田 正美
委員	大洗町水産加工業協同組合代表理事組合長	鈴木 保男
委員	大洗町農業委員会会長	小沼 正男
委員	大洗町連合女性会会長	竹内 幸枝
委員	特別養護老人ホームうみべの家	加部東 孝浩
委員	茨城生物の会会長	小菅 次男
委員	国立大学法人茨城大学人文社会学部教授	原口 弥生
委員	地球温暖化防止活動推進員	藤本 透江
委員	茨城県環境アドバイザー	斎藤 保夫
委員	大洗町立第一中学校校長	飯田 研一
委員	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構大洗研究所所長	塩月 正雄
委員	日揮株式会社技術研究所副所長	山本 尚司

資料 5 大洗町一般廃棄物処理基本計画策定委員会

役員名	所属及び職名	氏名
委員長	大洗町副町長	斉藤 久男
副委員長	上下水道課長	田中 秀幸
委員	町長公室長	小沼 敏夫
委員	まちづくり推進課長	大須賀 瑞樹
委員	総務課長	清宮 和之
委員	都市建設課長	渡邊 紀昭
委員	農林水産課長	有田 和義
委員	商工観光課長	米川 英一
委員	教育次長兼学校教育課長	高柳 成人
事務局	生活環境課長	磯崎 宗久
事務局	生活環境課生活環境係長	江沼 宏章
事務局	生活環境課生活環境係	栗毛 ゆう子
事務局	生活環境課生活環境係	亀山 大
事務局	生活環境課生活環境係	山本 英二

資料 6 用語解説

あ 行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

エコ・ショップ制度

茨城県及び各市町村では、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる百貨店、大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。

か 行

化学的酸素要求量（COD）

湖沼や海域の水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を化学的に酸化する過程で消費される酸素の量で、数値が高いほど汚染がすすんでいます。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のことです。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成 13 年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。

家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」で、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

環境基準

環境基本法の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気、水質、土壌の環境基準が定められています。

グリーン購入法

正式には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指し、国や地方公共団体、事業者や国民の責務を定めています。

建設リサイクル法

正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

小型家電リサイクル法

正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律です。

コミュニティプラント

下水道が普及していない地区の団地等での下水道の代替施設で、複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するものであり、地域で共同に利用する合併処理浄化槽の役割を持っています。

さ 行

サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収し、焼却施設や近隣施設の冷暖房や温水施設、農業などの熱源として利用する方法や技術のことをいいます。

最終処分場

廃棄物は、再使用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている 20 種類の廃棄物をいいます。

資源有効利用促進法

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10 業種・69 品目を対象業種・対象製品として設定しています。

持続可能な開発目標

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っていることが特徴です。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

自動車リサイクル法

正式には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車が使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。

食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ること等を目的としています。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

た 行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称です。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、台所や風呂などの生活雑排水の処理ができないため、公共用水域の水質汚濁の要因になるとして、新たな設置は認められず、既設についても合併処理浄化槽への転換がすすめられています。

中間処理（施設）

収集したごみの焼却、不燃ごみの破砕、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。中間処理を行う施設を中間処理施設といいます。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、他の廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な基準が適用されます。PCB 使用製品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性一般廃棄物等があります。

な 行

生ごみ処理容器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することをいいます。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれます。ただし、公益もしくは社会の社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しません。

は 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

略称で廃棄物処理法といわれ、廃棄物の発生を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理することを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

ま 行

マイバッグ

買い物の際に持参する袋やバッグのことで、レジ袋を削減するために、マイバッグ運動として全国的に広まり、だれもが実行ができる身近な環境保護活動の一つとなっています。

や 行

容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

ら 行

リサイクル（Recycle）

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

リデュース（Reduce）

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リユース（Reuse）

物を繰り返し使うことで、一時使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。

レアメタル

非鉄金属の中で流通量が少ない、希少な金属の総称です。希少な理由としては、採掘や精錬のコストが高いなどがあげられます。先端産業に不可欠な材料で廃棄物からの抽出によるリサイクルも進んでいます。

大 洗 町 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

令和 2 年 3 月

発 行：茨城県大洗町

編 集：生活環境課

〒311-1392

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

TEL 029-267-5111（代）

FAX 029-266-3577

URL <http://www.town.oarai.lg.jp>
